

平成30年6月8日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである (16名)

1番	朝 日 将 貴	2番	江 崎 貴 大
3番	加 藤 克 之	4番	高 橋 八重典
5番	永 井 利 明	6番	鈴 木 みどり
7番	那 須 英 二	8番	三 宮 十五郎
9番	早 川 公 二	10番	平 野 広 行
11番	三 浦 義 光	12番	堀 岡 敏 喜
13番	炭 竈 ふく代	14番	佐 藤 高 清
15番	武 田 正 樹	16番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである (なし)

3. 会議録署名議員

7番	那 須 英 二	8番	三 宮 十五郎
----	---------	----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (35名)

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	奥 山 巧	総 務 部 長	渡 邊 秀 樹
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	村 瀬 美 樹	開 発 部 長	安 井 耕 史
教 育 部 長	立 松 則 明	総 務 部 次 長 兼 庁 舍 建 設 室 長	伊 藤 重 行
民 生 部 次 長 兼 福 祉 課 長	山 下 正 巳	開 発 部 次 長 兼 土 木 課 長	伊 藤 仁 史
開 発 部 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	大 野 勝 貴	会 計 管 理 者	山 田 淳
教 育 部 次 長 兼 生 涯 学 習 課 長 兼 十四 山 ス ポ ーツ セ ン タ 一 館 長	安 井 文 雄	教 育 部 次 長 兼 図 書 館 長	横 山 和 久
監 察 委 員 長	羽 飼 和 彦	総 務 課 長	佐 藤 文 彦
財 政 課 長	佐 藤 雅 人	秘 書 企 画 課 長	安 井 幹 雄
危 機 管 理 課 長	伊 藤 淳 人	税 务 課 長	佐 野 智 雄
收 納 課 長	服 部 朋 夫	市 民 課 長	梅 田 英 明
保 険 年 金 課 長	服 部 利 恵	環 境 課 長	柴 田 寿 文

健康推進課長	飯 田 宏 基	介護高齢課長	藤 井 清 和
児 童 課 長	大 木 弘 己	十四山支所長	鈴 木 博 貴
総 合 福 祉 セ ジ ン タ ー 所 長 兼 十 四 山 総 合 福 祉 セ ジ ン タ ー 所 長	村 瀬 修	農 政 課 長	小 笠 原 己 喜 雄
商 工 觀 光 課 長	横 江 兼 光	下 水 道 課 長	水 谷 繁 樹
会 計 課 長	伊 藤 えい子	学校教育課長	渡 邊 一 弘
歴 史 民 俗 資 料 館 長	伊 藤 隆 彦		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 會 事 務 局 長	石 田 裕 幸	書	記	鶩 尾 里 恵
書	記	伊 藤 国 幸		

6. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（堀岡敏喜君） 皆さん、おはようございます。

会議に先立ちまして、報告をいたします。

西尾張CATVより、本日及び来週11日の撮影と放映を許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

質問、答弁される皆さんには、努めて簡潔・明瞭にされるようお願いをいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、那須英二議員と三宮十五郎議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 一般質問

○議長（堀岡敏喜君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず朝日将貴議員、お願いします。

○1番（朝日将貴君） おはようございます。

1番 朝日将貴でございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問は、大きく2題でございます。

まず、大題の1番、弥富市の観光協会の改革をと題しまして、観光協会で今後、弥富市の観光について考えたいと。今の弥富市の構想はどのようなものを持たれていますか、そして観光協会ではどのような議題で話し合われていますか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 横江商工観光課長。

○商工観光課長（横江兼光君） おはようございます。

それでは、朝日議員の御質問にお答えいたします。

市観光協会は、弥富市における観光事業の振興と郷土文化の発展・向上を図ることを目的として、市の観光案内、情報発信、地場産業である弥富金魚や特産のPRの推進を行っております。

観光協会役員会におきましては、協議した事業計画によりまして市内における春まつりや芝桜まつりなどのイベントを開催し、また県内外の自治体等のイベントに参加し、ミス弥富、

ミス弥富金魚や、きんちゃんの着ぐるみを活用して弥富市のPRを行っております。

観光協会といたしましては、さまざまなイベントにおけるPRや観光情報の発信を行い、市のPR活動を継続して推進し、市の魅力や知名度の向上を図り、より多くの方々に弥富市を訪れていただけるように事業を進めていきたいと考えております。

また、観光協会の役員会におきましては、主に次年度の観光事業の計画についての話し合いをいたしております。主な議題といたしましては、春まつりと芝桜まつりの運営等についての話し合いを行っております。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 弥富市を訪れていただけるような人をふやしていくと、そういう事業を進め、主な事業を春まつり、芝桜まつりをやっておられると。

今回、観光をテーマにしておりますけれども、私の根底にありますのは何かといいますと、地場産業、金魚産業というのを衰退させない、地場産業を守りたいというのが実は根底にございます。そういった面から、観光業を通して金魚産業を何とか今以上にもうかるシステムというか、そういった地場産業を守るようなシステム構築をつくるための枝葉の部分になっていくのではないかと。そういった意味から、この観光協会を、今やっていること以上に、これからどうやって考えていくか、そういったのを議論させていただきたいと思います。

観光を考えるときに、現状ですけれども、観光協会、それから商工会、そして市の商工観光課、この役割が市民に少し不明確になってしまっていると私自身感じます。市はどのように認識をされていますか。

○議長（堀岡敏喜君） 横江商工観光課長。

○商工観光課長（横江兼光君） 御質問にお答えいたします。

市の観光におきましては、観光協会の主なイベントである春まつりや芝桜まつりなどの事業につきましては、事務局といたしまして商工観光課と商工会とが共同で連携いたしまして運営を行っております。市といたしましては、観光協会を構成している団体、商工観光課、商工会はそれぞれの役割をしっかりと果たしていると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 現在の観光協会の会長は、商工会の会長が兼務されておられます。平成27年12月8日までは市長が兼務されていましたが、民間の方が会長となられて期待することも多かったのではないかと思います。当時どのような意図、あるいは目的で観光協会の会長を商工会長とされましたか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

朝日議員に御答弁申し上げます。

平成27年12月8日の総会等におきまして、観光協会の会長を従来私、弥富市長が、その以前もそうですけれども、担当しておったわけでございますけれども、新たに商工会の会長にやっていただこうという形でお諮りをさせていただいたところでございます。

他市の状況であるとか、あるいは私自身の考えといたしましても、民間の力の発想であるとか、あるいはお力が大変重要であろうと考えたからでございます。そういう意味で、民間の方に会長になっていただいているというのが現状でございます。

先ほど課長からも答弁をさせていただきましたが、それぞれの役割が不明確ではないかという御指摘でございますけれども、私もこの観光協会の顧問という立場にございますので、重要な会議であるとか、あるいは総会等も含めて、よりよい観光事業に努めていくということに対して、私自身の意見も述べさせていただいているところでございます。こういった観光協会との連携も私自身もしっかりととりながら、弥富市としての観光のあり方ということについて、これから努力をしていきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） それ以降2年半経過されておるわけでございますが、現状、その当時の目的は達成されているのでしょうか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

この2年半の間には、春まつり、あるいは芝桜まつりが数回行われておるわけでございますが、毎年改善を重ねておるところでございます。そうした形の中で、少しづつではございますけれども、充実をさせていただいていると考えております。さまざまなイベントにおきまして、観光PR、あるいは情報発信という形の中で一定の成果が出ていると考えているところでございます。

また、昨年、10周年記念というような状況の中において、弥富市の広報大使という形の中で、弥富又八さんとか、あるいは金魚絵師であります深堀さんという方に弥富市のPR大使についていただいております。この方たちが非常に積極的にイベント等を開催し、あるいはまたこんなような企画をやつたらどうだという話をいただくわけでございます。

また、それと同時に、昨今では海部管内の自治体の観光課というか、といったところの連携が今後ますますふえてくるだろうということも考えております。そうした形の中において、観光事業については、もっともっと深掘りしていくかなきやならないと思っておるところでございます。

こうした意味におきまして、新庁舎の完成の暁には、現在の商工観光課を二分いたしまして、細分化いたしまして、経済的な意味でも随分ボリュームが大きくなつてしましました。こうした形の中での商工課、そして観光事業等における観光課という形の中で、それぞれの

役割をしっかりと明記していきたいと考えております。そして、弥富市の観光事業のあり方について、また議員各位とも議論をしていきたいと思っております。組織細分を図っていくということでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 組織細分ということで、観光にさらに力を入れていっていただけるという意志を感じましたので、より一層この観光業を伸ばしていくにも、引き続きの御尽力をよろしくお願ひいたします。

続きまして、今、服部市長からも少しお話がありましたけれども、広報大使の弥富又八さん、深堀さんを中心に弥富市の観光も今上向き傾向といいますか、今まで以上の努力が見られるということも認識しておりますけれども、観光協会から見ますと外部の人間であります。観光協会に、そういった民間の方々を入れるべきではないかということで、観光協会の会長は、今、弥富市以外のところでございますが、商工会議所が存在する地域というのは商工会議所の会頭が兼務されておられるというのが一般的でございます。弥富市のような商工会しかない地域でも、商工会長が兼務されてもおかしくないと私も感じております。しかし、弥富市の場合は、これまでのやり方を今後も続けていくというのは、今後の観光を考えたときに手に余るのではないかと考えます。実際、商工会長にもお話を伺ってきましたけれども、メンバーの方々も自分の仕事があると。その仕事をこなしながら、それでなおかつクリエイティブに新しいことを考えていくというよりかは、今言われた芝桜だったり、春まつりの内容を充実させていくというところに力を注ぐのが精いっぱいだというようなお話を伺ってきました。

弥富市は人口4万3,000人、弥富市は弥富市なりの観光協会をつくっていかなくてはいけないと私は思います。広報大使さん、または総合戦略会議などで御活躍いただいている方々を含めて、ぜひ民間の方々を観光協会に取り入れていただきたい、これから弥富市の観光を考えられる体制づくりをしていただきたいなと考えますが、市の見解を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 横江商工観光課長。

○商工観光課長（横江兼光君） 御質問にお答えいたします。

現在の観光協会の役員には、市内各団体から役員として入ってもらっております。事務局といたしまして、弥富市と弥富市商工会が加わっております。今後は、弥富市広報大使や弥富市と連携協定を結んでおります愛知大学の学生の意見等をお聞きし、より多くの意見を取り入れて観光事業に生かしていくべきだと考えております。

また、観光協会の役員構成につきましては、より幅広い民間の方の加入を含め、近隣の他市町村の観光協会を参考にいたしまして研究していきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 2020年にはオリンピックがやってきます。2022年には名古屋競馬場が駒野のトレーニングセンターに移転してきます。そして、2027年にはリニアが開通されます。これから10年、環境は大きく変化をしてきます。訪日外国人の人数も年間3,000万、4,000万人と増加していく傾向にあります。4月19日の朝日新聞報道では、観光庁の発表によると、ことし1月から3月まで訪れた外国人の消費額は1兆1,343億円、前年比17.2%の増だそうです。これほど伸びている産業をただ見ているわけにはいきません。ぜひとも弥富市もこれに便乗して、先ほど言われました弥富市に訪れていただける環境整備と体制づくりをしなければなりません。時間が過ぎるのは早いです。早急に、さきも申し上げましたが、このような議題を観光協会でお話しいただけないでしょうか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 横江商工観光課長。

○商工観光課長（横江兼光君） 御質問にお答えいたします。

訪日外国人数が年々増加している中、その受け入れ体制の促進につきましては、有名観光地と比べ有力な観光資源を持たない地方の地域とでは、その対応に大きく差が出ている状況であります。訪日外国人観光客への観光促進については、今後、近隣の他市町村の観光協会の動向を踏まえながら、その必要性に応じて対応をしていきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 観光協会に新しい方を入れていただきまして、今の現メンバーの方々に今以上の負担を強いるような形ではなくて、新しい方に入っていただければ、そういう方々というのはより発信力の強い方々になってこようかと思います。そういう方々が、例えば何か新しい事業、こういう事業をやっていこうといったときに実行委員会になっていたら、その実行委員会で決めたことを今の現メンバーに相談して、それはいいんじゃないかなとか、今の体制と新しい方々のうまい体制づくりというのをしていただければいいのではないかなど私は感じております。

そして、そういう体制がなせれば、これからこういった観光業、今、進めいかれるとおっしゃいましたので、そういうところに対応していく体制というのがようやく整っていくのではないのかなと思います。

続きまして、先ほど申し上げました名古屋競馬場の移転に伴いまして、競馬場の敷地内の活用を観光協会を主導で考えていくというのはどうかということでございます。先ほど申し上げた未来の観光を考えられる体制を整えていただくには、目下の仕事をこなしていくことが一番いいのではないかと考えます。2022年競馬場開業に合わせた弥富市の意見集約と、その先の運営を弥富市の観光協会がやるべき。既に市長からさまざま意見が競馬組合のほうに出てるとは思います。現在どのような要望を出されているのか。

また、安藤県議からは、弥富市にとってメリットのある競馬場を目指すというふうにお聞

きしております。現状はどのような話になっておられるのか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） お答えいたします。

愛知県競馬組合により進められました名古屋競馬場移転に伴う基本設計に当たり、本市は競馬組合に対し、防災とにぎわいの面から要望いたしました。

最初に、防災面に関する要望といたしましては、1つ目、緊急物資輸送等に対応できるよう防災ヘリポート用地の確保、2つ目、運ばれてきた緊急物資を輸送・配布のための一時保管や、アルミボートや避難者に対する非常用備蓄食料、簡易トイレ等の保管施設の確保、3つ目、スタンドの緊急避難場所指定の協定締結、4つ目といたしまして宿舎等を避難所として活用に係る協定締結でございます。

次に、にぎわい面からは、1つ目、競馬場のイメージを明るくするテーマパーク風なデザインの導入、2つ目、フードフェスティバルやフリーマーケット及び音楽イベントなど各種イベント時に利用ができる常設ステージの設置、3つ目にイベント時に必要となる電源、給排水、音響、照明の各施設の設置、4つ目といたしましてポニー乗馬体験に伴うコース利用、5つ目に金魚アクリウムの開催のための施設利用及び展示場所の確保等を要望させていただきました。

現在の状況といたしましては、これら要望の実施に向け、今後調整事項は多々ありますが、おおむね基本設計に反映していただいております。

なお、基本設計時の施設概要といたしましては、先日の副市長説明のとおりでございますが、PFI手法によって進められますことから、PFI事業者による提案によって変更される場合もございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 安藤県議のほうにも確認をして、市の要望を出す時期としては、今、遅いのか遅くないのかというのを確認いたしましたところ、競馬組合のほうに確認していただいて、まだどしどしと弥富市の要望を出していただければというふうに伺っております。

その上で、今、たくさん要望を言っていただきました。防災面での御協力、そしてにぎわい面、もっと観光拠点にしていただくようなにぎわい面の中で、たくさんの要望を出されておられます。さらに要望を追加していただくために、私の意見をここで述べさせていただきたいと思います。

まず1つ目は、多目的広場というのがございます。多目的広場に建物を1つ建てていただくこと、それから備品、そういった購入費の費用も競馬組合での予算でお願いしたい。用途につきましてはさまざま考えられますけれども、先ほどのにぎわいどころの市の要望でも出

ておられました金魚アクアリウムの開催でございます。金魚アクアリウムの開催に伴う経費の要望として、建物、そして水槽、音響設備、照明などの購入費も含めて、弥富市で金魚アクアリウムが定期開催できるように、業者や金魚組合の方々と協議しながら予算を構築しなければいけません。そのほかにも、ナイター競馬場の開催時での屋上でのビアガーデン、また子供たちが社会見学に来られたときのお弁当を食べるスペースなどとしても、建物を建てていただくということをまず1つ目に要望させていただきます。

2つ目は、お土産を売るという意味で、道の駅をつくっていただきたいと思います。これがあるとないとでは、観光の力が大きく違ってくると私は思います。そこで、弥富市産を中心に広域なお土産を、この競馬場の隣接地域に建てられました道の駅で購入できるにぎわいどころの拠点としてお買い物のスペースをつくっていただきたい。そのために、関係者の方々とぜひ協議を進めていただきたいと思います。

3つ目は、施設内にレストランをつくられるということでございますけれども、このレストランを弥富市の農産物を使用した農家レストランにしていただきたい。そして、広場だけで開催していてレストランの利用ができないというようなことがないように、多目的広場のイベントと連動しての運営をお願いしたいと思います。

4つ目、広場の運営の利益は、全て弥富市の観光協会のものとしていただきたい。ここで得た利益を観光協会の発展のために使用していただきたい。例えば文化ホールなど、将来的に弥富市内で建設をする財源としてももらいたい。または芸能人などをお招きし、市民の憩いの時間をつくっていただきたい。

このような提案を遅くとも今年度中には競馬組合と市の相互にまとめなくてはならないと思います。喫緊の課題として取り上げていただきたいと思いますがいかがでしょうか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 横江商工観光課長。

○商工観光課長（横江兼光君） 御質問にお答えいたします。

競馬組合への要望につきましては、先ほど都市計画課長が答弁いたしましたように、本市として要望事項の調整を行い、競馬組合と協議を進めております。その中で観光に関する要望も含め、競馬組合と協議をしてまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 朝日議員に御答弁申し上げますけれども、過日、この名古屋競馬場の問題につきましては、その概略について副市長のほうから説明をさせていただきました。ただ、いろんな問題点もあることは議員も御承知かと思うんですけども、競馬の開催は年間約110日ぐらいの日程でございます。そしてまた、中央の馬券売り場という形になるわけでございますけれども、こういったことについても年間100日前後というような状況でござい

ます。こういった形の中において、お客様との接点でのさまざまな事業というかサービスということにつきましては大変厳しい問題も、実は組合と話をしていくとあるわけでございます。例えばレストランの問題も今出ましたけれども、まずはレストランをやっていただけたる業者そのものが組合としては大変難航であるということであるとか、例えば道の駅構想もございましたけれども、そういったことに対しても、年間200日前後の状況の中において、そういったことの商いが成り立つかどうかというようなこともあります。しかし、今、議員がおっしゃったように、さまざまな要望につきましては、私どももこれから組合のほうに意見として持っていくべきだと思っております。また、こうした形の中においては、朝日議員のお考えも含めて持っていくべきだと思います。

私とも弥富市のこの名古屋競馬場において最大の要望というのは、名古屋競馬場の組合に加入させていただく、そしてその利益の配当をいただくという税収面の問題が一番大きいかなあと思っております。このことにつきましては、経済的な側面という状況の中で後の方で平野議員のほうから御質問がございますけれど、そちらのほうの答弁にさせていただきたいと思っておりますけれども、組合に加入することにおいて、弥富市の名古屋競馬場に対する位置づけをはっきりさせていただくということが最も大きな課題ではないかなあと思っておりますので、また議員各位と御協議いただきたいと思っております。観光事業につきましての側面でございますので、お答え申し上げました。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） ありがとうございます。

そもそも競馬場というのはギャンブルの施設でございますし、そういった依存症対策だから見ても迷惑施設になりかねないような施設でもあるという側面を持っていると思います。そういった施設を弥富市も快く受け入れられるように、弥富市に大いにメリットがなくてはならないと思います。ここは非常に厚かましく堂々と要望しなくてはならないと思っております。

先ほど競馬場についての総括のようなことをいただきましたけれども、観光事業、そして私の根底でございます金魚産業を衰退させないということも含めまして、観光に対する総括を市長のほうからお願ひしたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほどから観光事業、あるいは観光協会のあり方という形の中で、弥富市内外からお越し頂いた観光客に対して弥富市は何を提供し、何をその要望に対して答えていくかということが非常に大きな課題だろうと思っております。こうした形の中において、観光事業というのが非常に大きなボリュームになってきているということで、先ほど申し上げましたけれども、新庁舎オープンのときには組織の細分を図り、観光課というとこ

ろをその担当課にしていきたいと思っております。そうした形の中で行政としては考えております。

そして、先ほど来議員がおっしゃっているように、民間の活力を利用していく、こういうことを観光事業の中に入れていかないと、井の中のカワズ的な形になってしまいますので、そういったことに対してもしっかりと民間の活力を利用するということだろうと思っております。

また、競馬場の移転につきましては、隣接地17ヘクタールというところが未利用地としてございます。こういったことに対しても、その連携が名古屋競馬場とのかかわり合いであるということも考えておりますので、こういったことに対しても市のほうといたしましては組合のほうに、この未利用地利用についてもお考えいただきたいような提案をさせていただいておるところでございます。

いずれにいたしましても、弥富市として大きく活性化という形での方向づけができる名古屋競馬場でございますので、平成34年4月がオープンでございますけれども、しっかりとこれから取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 私も市会議員として、一番大きな柱とも言っていいこの観光について、これからもどしどしと意見を言っていく予定でございますので、よろしくお願ひいたします。何にせよ、競馬場移転もそうですが、チャンスが今目の前にあるということをしっかりと認識して、これからも一緒に動いていきたいと思っておりますので、お願ひいたします。

それでは、大きな大題の2番目に移っていきたいと思います。

広域避難ということに向けて、広域避難をやっていきましょうということについて考えていきたいと思います。

広域避難について、まず県と市の考え方についてお話をしたいと思います。

これまで防災について市内でも活発に議論をし、昨年度末、避難マップが全戸配布されております。市内の避難についてしっかりと議論してきました。あえてこれを自治避難と申し上げさせていただきますけれども、その対象となる今からお話しする広域避難の議論は、まだまだこれからの課題であるということをまず前提として申し上げていきたいと思います。

堀岡議長も以前、この広域避難については一般質問で取り上げていただいておると思いますが、まだまだ議論かなされていないというところのカテゴリーになってくるというふうにまずは申し上げておきます。

そもそも大地震が発生しました、またはゲリラ豪雨の被害が予測されましたというときに、我々は時と場合によってより遠くに逃げるという可能性はないだろうかと。また、市外にいて弥富市内が被災した場合に、被災地に戻らないという選択肢もあるのではないかと。そん

な疑問から、先日、安藤県議のほうにもお話をしまして、県の防災局にヒアリングに行ってまいりました。このヒアリングの結果、県としての結論ですけれども、まだまだこれからの議論であると、進めていかなくてはいけないものであるという、まずはそういう意識でございました。そして、県も他市町村の事務局と調整役としてやっていただける、そういう仲介役を県がやっていくという考え方であるということ。もう一つは避難先、弥富市で被災された方が例えば一宮市に避難されました。その避難先、一宮市での経費は全額国と県で負担するということでありました。しかし、大きな問題点は人員の確保ということでございます。避難先の市町村で広域避難しました。その市町村からも、例えば一宮市の場合だったら一宮市の人員を出していただけるんでしょうかということが課題となってくるだろうということでございました。

その上でお尋ねですが、県の防災局から発布されております市町村津波避難計画策定指針というのに示されておられます広域一時滞在についてどのようなものなのか。広域避難ではなく一時滞在という意味も含めて、弥富市の見解をお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

広域一時滞在につきましては、東日本大震災において、市町村や都道府県の区域を超えて大規模な住民が避難なされたことを踏まえ、災害発生時において被災市町村の区域内で被災した住民の生命もしくは身体を災害から保護し、または居住の場所を確保することが困難な場合において、県内外の他の市町村の区域において一時的な滞在ができるよう平成24年6月に災害対策基本法が改正され、制度化されたものでございます。

なお、一般的には広域避難という表現もございますが、災害対策基本法の規定の中では、県内外の他の市町村の区域へ避難する場合は、一時的な滞在と位置づけがなされているところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） ですから、広域に避難する場合は、仮設住宅だとかが建てられてしまらくお住まいになるというわけではなくて、いっときそちらで避難するだけという認識ということですね。

愛知県沿岸市町村等津波対策推進協議会というのが平成23年の11月5日に設立をされておられます。これは、津波被害が予想される県内の31市町村で構成されています。この協議会ではこれまでどのような議論がされておられますか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

最も重要な議題の例を挙げますと、市町村津波避難計画策定指針、弥富市をモデルとした

津波避難シミュレーションの解析結果、市町村における津波避難対策についての議論でございます。それをもとに、各市町村においてハザードマップや津波避難計画策定を行っており、本市においても最新の市町村津波避難計画指針における津波避難ガイドを作成いたしました。

今後は、市町村または県域を超える広域避難の検討としまして、国の洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループの検討状況も注視しながら、広域避難に必要な事前のルールについて取り組んでいくものでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 今の御回答でもわかるように、先ほど私が申し上げました自治避難ということについてこれまでやってきた。これからようやく広域避難について考えていくというような認識でよろしいでしょうか。

それでは、東海三県一市・県境を越える調整方針があります。ここでは、津波・高潮被害に備えて県境を越えて協議していく場所であるとされています。この中で、災害対策基本法86条の8に、市町村は同一都道府県内のほかの市町村へ被災住民の受け入れについて協議することができる。また、協議先市町村は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、広域一時滞在のための避難所を提供しなければならないと書かれております。まずは、この協議がなされているのかどうかをお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

御指摘の災害対策基本法に基づく協議につきましては、実際に災害が発生したときに協議するものでございます。しかしながら、実際に災害が発生したときに初めて協議していたのでは時間を要してしまうため、事前に県、関係市町村が調整しておくことが大変重要になってまいります。

そうした中、東海三県一市・県境を越える広域避難調整方針におきましては、被災市町村の応援要請により、愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市が連携し、被災県と応援県との被災者の受け入れ調整を行うための方針を定めたものでございます。

弥富市においては、この協議会で初めて平成28年11月に愛知県・弥富市津波・地震防災訓練において愛知県との連携調整により、岐阜県美濃加茂市への広域避難訓練を実施しております。県においては、この訓練により、課題の検証を含め、今後も協議会や都道府県間の災害時の応援協定等の枠組み等において、広域避難に必要な事前のルールや手順等について引き続き検証をしていくこととしております。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） わかりました。

先ほども申し上げましたけれども、費用面では災害救助法というのがございまして、13条

に救助の一部を市町村が行うこととするとなるとされております。その費用は最終的には県が支弁するとされておりますが、市としては一旦かかるこの費用の財源を確保されているのかということをお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

財政調整基金は、災害復旧その他財源に不足を生じたときの財源として積み立てているものでございますので、そちらを活用する予定でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 財政調整基金でということですね。

この広域避難、課題はたくさんあると思いますが、県の防災局にヒアリングをしてきました。一番感じたことは、県が尾張地域内での調整役としてまだまだ介入ができていないことがあると思いました。例えば先駆的に、先ほど申し上げましたが、弥富市と一宮市が広域避難協定を結んだとします。そうしますとそのほかの、津波被害が予想されるほかの市町村は一宮市との交渉が難しくなるだろうと。また、受け入れる側を早い者勝ちのような感覚で協定を結んでしまうような状況を生んでしまう危険性があると感じました。

そこで、県がしっかりと間に入ってこれを調整するべきだと私も担当者に申し上げてきましたけれども、市の見解を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

県におきましては、各市町村が締結している地域ブロックでの災害時の相互応援協定を基本とし、県に設置される広域避難プロジェクトチームにおいて、受け入れ先の調整を初めとした支援を市町村と共同して実施することとなっております。

市といたしましては、まずは西尾張市町村災害対応連絡協議会において愛知県本庁及び地方事務所にも参加を促し、広域避難について主体的に避難の受け入れ調整を実施していただけるよう提案してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） よろしくお願ひいたします。

続きまして、輸送ルートの確保、または液状化対策はどうだという議論でございます。

南海トラフ地震における愛知県広域受援計画についてでありますけれども、これによると市町村からの支援要請を待たずにプッシュ型で人的または物的支援を行うとされております。弥富市はプッシュ型にどのように対応されるのかを伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

南海トラフ地震における国・県実働部隊等による各活動の想定されるタイムラインに基づき、輸送活動、救助活動、医療活動、物資調達、燃料供給と、それぞれの分類でプッシュ型支援が行われます。あらかじめ国・県と市町村が調整した活動拠点に人的・物的支援が集まり、配分した後、各市町村に分配され、支援が届くことになります。

市において基本といたしましては、西尾張地区の拠点である一宮総合運動公園から東名阪高速道路、伊勢湾岸高速道路を利用する陸路により、市の拠点である総合社会教育センター及び南部地区防災センターへ物資が運ばれ、その後、各避難所への支援となります。災害規模によって市の施設が使用できない場合は広域にわたる支援を受けることとなりますので、しっかりと国・県、関係機関等と訓練を通じて連携してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） また、輸送ルートが、先ほども高速道路など言わされましたけれども、輸送道路というのが示されておられます。この指定道路の、一般道がメインになってきますけれども、液状化対策というのが心配されます。弥富市では災害協定を千葉県の浦安市と締結されておられます。浦安市は、東日本大震災の液状化被害は本当にひどいありさまでございます。その後、浦安市はこの液状化対策をどのようになされておられるのか。また、国の補助金も含めてどれぐらいの年度予算をかけられたのかを伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤土木課長。

○開発部次長兼土木課長（伊藤仁史君） お答えいたします。

浦安市によりますと、平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、市全域の約86%が液状化の被害を受けました。道路や宅地に甚大な被害となったことから、復興計画とあわせて浦安市液状化対策技術検討調査委員会を立ち上げ、その委員会からの提言により液状化対策を行っています。

具体的な道路の液状化対策として、幹線道路の車道部の対策は主にセメント系の固結工法を行い、歩道部については、採石などによる排水層を設け、ドレン管の埋設による対策を行っています。また、宅地を含めた道路と宅地の一体的な液状化対策の市街地液状化対策事業も行っています。

幹線道路の対策事業費は、国庫補助として復興交付金及び社会資本整備総合交付金を活用しまして、平成24年度から平成29年度契約分において約77億円の工事費となっているとのことです。また、幹線道路の対策は、今後4年から5年先を事業完了と見込んでいます。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 6年間で77億円の工事費ということでございますね。

それを踏まえて、弥富市内の液状化対策はどの程度なされておられますか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤土木課長。

○開発部次長兼土木課長（伊藤仁史君） お答えいたします。

現在、本市における道路整備の設計基準は、愛知県道路構造の手引きに基づき設計・施工しております。液状化対策には、締め固め工法や地下水位低下工法などがありますが、いずれも膨大な費用を必要としますので、液状化対策を行っておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 液状化対策は行っていないということでございますね。

今の確かに現状ある道路をこれから直していくというのは本当に膨大な費用ですし、その予算を県から引つ張るというのは、これもかなり時間もお金もたくさんかかることですので、なかなかすぐにできることではないのかなと思います。ただ、今後整備される名古屋第3環状線、この道路も受援ルート指定を受けると思いますけれども、ここの新しく整備される道路については液状化対策はされるんでしょうか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤土木課長。

○開発部次長兼土木課長（伊藤仁史君） お答えいたします。

現在、県が整備をしております都市計画道路名古屋第3環状線を初めとする道路につきましては、道路法に規定されております道路構造令に基づき整備することとなります。県は、この道路構造令に基づく技術基準により、安全性・供用性・修復性の観点から液状化対策の検討を行っており、液状化被害が発生した際に緊急的な補修で通行可能となる一般部につきましては液状化対策を行っておりません。しかし、舗装面を支える地盤の支持力が低いところにつきましては、地盤改良などを施し、均一な支持力を確保することによりまして舗装面の不等沈下を減少させ、発災後の通行を少しでも早く確保するよう事業を進めております。

また、軟弱地盤の上に高い盛り土をし、道路を築造する区間につきましては、被災後、緊急的な補修では通行可能とならないことが想定されるため、地盤改良による液状化対策を行っております。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 新しい道路については液状化対策をしていくと、部分的ではあるという認識でよろしいですね。

一般道に対しては、そういったお話でございますが、次、高速道路でございます。

東名阪自動車道、そして伊勢湾岸自動車道、この2路線が受援ルートというのに指定されております。この高速道路の耐震補強というのは、震度幾つまで耐えられるんでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤土木課長。

○開発部次長兼土木課長（伊藤仁史君） お答えします。

中日本高速道路株式会社によりますと、東名阪自動車道及び伊勢湾岸自動車道につきまし

ては、震度7まで耐えられる構造であるということです。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 震度7ですね。東日本大震災クラスの震度9だとそういうのが来る  
と、ちょっと耐えられないぞということでございますね。

幾つか伺ってきましたけれども、受援計画、物資・人的、それから物的な支援を受けると  
いう計画を立てても、そのルートが使用できなければ、これを行うことができないわけです  
ね。そのために、今後、弥富市としてこの受援計画というのに対して国や県にどのように要  
望していくのか、また市としてどのように対応されるのか、市長の御意見を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

その前に、お言葉でございますけれども、震度というのは7が最大の数値でございまして、  
震度9という数字はないかと思っておりますけれども、いかがなものでしょうか。一度また  
御確認をいただければと思っております。

そういう形の中で、道路網というのは非常に重要なわけでございますけれども、第1次  
緊急輸送道路及び第2次の緊急輸送道路につきましては発災後通行ができないというような  
状況におきましては、非常に最も大きな幹線でございますので、最優先に通行可能な形にあ  
るべき、国や県に要望していかなきやならないと思っております。

また、物資の輸送道路という形につきましては、私ども弥富市といたしましては総合社会  
教育センター及び南部地区の防災センターというところがその基点にあるわけでございます  
けれども、こういった形についても、県道になるわけでございますけれども、緊急的な補修  
をしていただいて通行可能な形でお願いしていきたいと思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、道路の復旧・復興ということが最優先になるなあと思っており  
ますので、この辺のところにつきましては、県・国の要望につきましては議員各位と共同歩  
調をとりながらやっていかなきやならないと思っておるところでございます。よろしくお願  
い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） マグニチュードとちょっと勘違いをして、大変失礼をいたしまし  
た。震度は7が最大で、震度7まで耐えられるということですね。訂正をさせていただきます。

最後に一宮西港道路、これは東海北陸自動車道の南進でございますけれども、この一宮西  
港道路を再度、重要な避難道路と位置づけて検討すべきであります。先日、5月2日に、一  
宮西港道路推進協議会の設立総会があつたと伺っております。その会長が弥富市長と伺いま  
した。ぜひともこの西港道路について意気込み、またはその内容、方針をお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御存じのように、この一宮西港道路というのは、随分前から実は計画をされておる道路でございます。そういった形の中で、名二環という道路が優先的に今通つておるわけでございますけれども、それは並行して走るというような意味合いも込めて、名古屋港の物資であるとか、さまざまな経済的な道路という形であるわけでございます。

西港道路そのものは、東海北陸道の一宮ジャンクションから伊勢湾岸道路の南部のほうにおいて連結する道路でございまして、この辺につきましては、南海トラフ巨大地震という形の中で防災的な道路の役割と、そしてまた名古屋港を中心とする経済的な物資を輸送するという形の中での大変大きな道路網という形のものが期待されておるわけでございます。

こうした形の中で、先ほど議員からお話がありましたように、5月2日に一宮西港道路推進協議会というのが発足されたわけでございます。そして、この協議会という形の中で、昨年はその協議会ではないんですけれども、各自治体の首長が参加して要望もさせていただいておるわけでございますけれども、この7月27日に協議会として初めて国のほうへ要望していくということでございます。こうした形の中においては、早期に調査費をつけていただきたいというのが最初の目的でございます。こうした形の中において、これからも積極的に要望活動を続けていきたいと思っております。

防災道路としての命の道、そして経済道路ということで、この西尾張地区においては大変重要な道路だろうと思っておりますので、議員各位の御協力もお願いをしたいと思っております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 確かに防災の道路として、そしてこの西尾張の地域の経済の活性化するための道路という意味でも、この一宮西港道路は大変重要な道路であると考えております。一宮から湾岸まで通すという事業でございますので、今、どこの道路を、どこの道を通ればいいのだとか、またはどちら側から整備するのだとか、いつからやるのだとか、これから課題は山積でございます。この一宮西港道路をどのような形にしていっていただければいいのか、こういった意見を、この西尾張地域の意見をまとめて、それを国や県に届ける大変なお役目を、今、服部市長がお受けをいただいている。これは弥富市にとってはかなり、かなりといいますか、これはすごいいい機会でありますし、チャンスであると私は認識をしております。

道路をどこに通すかというのは本当に大変な課題でございますし、以前からお話をあったと先ほど市長からも伺いましたけれども、中央道の上を最初は通すという計画であったと考えておられます、名二環が通った結果、302と、それから……。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員、時間です。

○1番（朝日将貴君）　まとめます。

この中央道を、距離が近いということもあるうかと思いますので、その辺をしっかりと議論していただき、そしてこの弥富市、そして隣の愛西、津島、稻沢の方々がどのような意見なのかというのをしっかりと国に届けて、そして一宮のほうでは名岐バイパスというのをつくっておられますが、あちらに負けないような要望活動をしっかりとしていただくことをお願い申し上げまして、私の一般質問とさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君）　暫時休憩とします。再開は11時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時03分　休憩

午前11時10分　再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に那須英二議員、お願いします。

○7番（那須英二君）　7番　那須英二。通告に従いまして、質問させていただきます。

今回は3点、不妊治療の補助について、三花まつりについて、公園の管理について質問させていただきます。

まずは1つ目、不妊治療についてでございます。

今年度より弥富市は、エジンバラ検査などの産後健診に対して補助することになりました。子供を産むということは本当に大変なことであり、それはまた産んだ後もホルモンバランスなどが乱れやすく、マタニティブルーと言われるようなものになったりする方が、およそ7人から8人に1人はいると言われております。それに対して補助を出していくことは大変すばらしいと思いますし、それによって悲しいことがなくなればよいかなと思っています。少子化の時代にあって子供が生まれるというおめでたいことを応援する、支援していくことは本当に必要なことだと思っています。

そこで、その次の段階としてぜひ支援してほしいと思うのが、子供を産みたくてもなかなか授かることができない人に対してでございます。私の友人にも何人か、結婚してからなかなか子供が生まれるということを聞いていない方がいらっしゃいます。ようやくその友人から、8年ぐらいたってからおめでたい報告があったということで、これはすごいいいことなんですけれども、ただ話を聞いてみると、長年にわたり不妊治療を受けていて、ようやく授かったということでございました。

しかし、これを聞いてびっくりしたんですけども、総額は何と300万円以上自分の持ち出し、自己負担を超えたと言っておりました。また、別の友人からも100万円くらいかけてようやく授かったということも聞いています。ある週刊誌によりますと、3年間では1,000

万円以上かかったという記事も見かけたことがあります。その友人は、精神的にも金銭的にもつらくて、何度も諦めようと思ったと言っておりました。ここに支援の手はないのかと思って、少し私のほうでも調べてみました。

国立社会保障・人口問題研究所が実施した2015年の第15回出生動向調査によると、過去に不妊の心配をしたことがある人の割合が29.3%、約3割近くあって、まださらにこれが増加傾向にあります。そして、その半分の15.6%の夫婦が治療を受けていることから、およそ6組に1組が不妊に悩んでいるというような状況になっていると言われています。ある調査によりますと、不妊治療を受けるとした場合の不安の第1要素は何かということで、治療費が高いことが不安の7割以上を占めており、その次が精神的な疲労となっており、これも5割程度あります。

そんな中で、自治体による補助もあるにはありましたけれども、わずかな補助しかありませんでした。以前より住民の弥富市民の方からも要望があって私が質問させていただいたこともありましたが、あれから数年がたって、また今回、産後健診が拡充されているということなので、ぜひ次はこの不妊治療に焦点を当ててほしいと思って質問させていただきたいと思います。

そこで、まず確認を含めて聞きたいと思いますけれども、弥富市では不妊治療に対してどのような補助を行っており、また不妊治療を行っている件数は現在どれぐらいありますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君）　村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君）　本市では、不妊に悩む御夫婦に対して、医療保険の適用外となる人工授精に要する費用の一部を一般不妊治療費として助成しており、治療を開始した妻の年齢が43歳未満の夫婦に対し、所得制限が、夫婦の前年合計所得が730万円未満、助成金額が人工授精に要した自己負担額の2分の1以内で1年度当たり上限4万5,000円、助成期間が助成を開始した月から2年間という条件になっております。

なお、この条件は愛知県が市町村に助成する制度と同条件となっておりまして、県内の他市町村もこれを基準にし、一般不妊治療に対する助成制度を実施しております。

次に、一般不妊治療を行い、助成を受けられた件数につきましては、平成27年度が9件で1人当たりの平均助成額は約2万8,220円、平成28年度が17件で1人当たりの平均助成額は約3万2,740円、平成29年度が13件で1人当たりの平均助成額は約2万9,030円となっております。

○議長（堀岡敏喜君）　那須議員。

○7番（那須英二君）　市のほうでは人工授精に対しての補助があるということでございます。金額はさておき、件数も徐々に伸びていっているのかなあと思います。

不妊治療には、さまざまな治療の段階がございます。ステップ1として、これはタイミング療法と言われるものでございますが、一般的な排卵日を予測する方法で、これは保険適用が可能であり、1回当たり5,000円から1万円程度で済みます。ここで妊娠できる方は約5%から6%程度と言われています。

そして、それでできなければ次の段階、ステップ2、ここは先ほど市から補助があると言っていた人工授精になります。排卵のタイミングに合わせて人工的に精子を子宮内に送り込み、これは自然な妊娠を期待する方法でございます。これは、先ほど言われたとおり、保険適用外なんです。適用外で1回当たり1万円から3万円ほどかかるということで、そこに市の半分の補助が出ているのでさっきの平均額になろうかと思いますけれども、ここでの妊娠率もわずか7%から9%程度しかないということでございます。

それができなければ、次の段階に進むわけでございます。これがステップ3ということで、体外受精、一般的には顕微授精ともありますけれども、体外受精とは、その名のとおり、体外で精子と卵子を受精させ、その受精卵を女性のおなかの中に戻す方法。顕微授精ということで、顕微鏡下で卵子の中に直接精子を入れ込むということでございますけれども、ここからが高度不妊治療と言われ、これも保険適用外で、これが物すごく高い、1回当たり20万から50万円程度と言われています。ここには市の補助はありませんけれども、県からも補助があるということでございますが、妊娠率がここで30%から45%程度と大きく伸びるんですけども、しかし確実ではない、3回に1回というような状況になっていきます。

差が大きいので一概には言えませんけれども、1人の人が1人の子供を授かるまで、平均すると120万円から190万円と言われています。ただ、これも確率であるもんですから、それ以上にかかる人も出てくるということでございます。

あと、とあるママアプリによる調査では、年代別では、1年当たりの平均額でいうと、29歳以下は3万3,757円ということで、かなり低い金額になっております。30歳から34歳の段階では7万9,277円、これもそこそこ、まだ払える金額なのかなと思うんですけども、これが35歳以上になりますと一気に上がりまして34万7,336円という平均値が出ている、そういったアンケート調査もございます。

市では人工授精に対しての補助がありますけれども、大変なのはそこからの高度不妊治療に対してでございます。

そこで質問させていただきたいと思います。

この高度不妊治療、体外受精や顕微授精に対しての補助はございますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君）　村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君）　本市では体外受精といった高度不妊治療に対する助成を行っておりませんが、愛知県が特定不妊治療費助成事業を行っていますので、そうし

た治療を望まれる方には保健所のほうへ問い合わせしていただくよう御案内しております。

愛知県の特定不妊治療費助成制度は、医療保険が適用されない高額の医療費がかかる体外受精や顕微授精による治療を受ける以外に、妊娠の見込みがないなどの御夫婦に対し、所得制限が、夫婦の前年合計所得が730万円未満、助成金額が初回の治療に限り30万円を限度とし、2回目以降は15万円を上限とし、当該年齢が40歳未満の方は通算6回、当該年齢が40歳以上43歳未満の方は通算3回までなどの条件となっておりまして、津島保健所での実績によれば、弥富市民の助成件数は、平成27年度は26件、平成28年度は制度が改正されまして52件、平成29年度は59件と、このような状況になっております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 県から補助が出ているということでございます。1回目は30万円ということでございますけれども、2回目以降は15万円が上限となっていく、さらには回数制限があるということでございますけれども、しかも所得制限があって、夫婦合計が730万円以上の所得がある世帯は対象外となっています。この基準というのが私は決して高いほうではないと思っています。子供を産み育てたいという家庭で考えますと、所得がそれほど高くはないにもかかわらず、不妊治療にも高額にかかっていくということは大変苦しいという状況になっているわけでございます。とあるアプリのアンケートでは、この所得制限枠を外してほしいと、改善してほしいという項目が上位に来ていることからも、皆さんが望まれているということでございます。

昨今は特に晩婚化になっておりまして、あとは年齢制限の枠でひっかかる家庭もございます。それに補助の上限も足りていないのが現状です。外国を見ますと、フランスでは42歳になるまで自己負担なしで体外受精が受けられます。日本では保険がきかない、補助が足りていないのが現状で、産みたくても不妊治療にお金がかかるという金銭的な壁があり、二の足を踏んでしまうというのが現状になっています。まずは、国や県に対して、こうした支援の拡充を求めていくことが必要だと思います。

また、全国的には区市町村自治体で独自に上乗せしているところもございます。県内でも、この特定不妊治療に対して東郷町や東海市では1回当たり10万円の上乗せの補助があったり、一宮市や西尾市では1回5万円の上乗せ助成がございます。ぜひ年齢制限や所得制限の拡張であったり、人工授精の補助も、2分の1と言わず、保険と同程度の3割負担程度まで補助をふやすとか、また体外受精など特定不妊治療に対して市でも上乗せ助成を行っていくなどぜひ考えていいっていただきたい思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員に御答弁申し上げます。

現在の少子化に歯どめがきかない状況であることは、議員御承知のとおりでございます。

そうした形の中で、一人でも多くの元気な赤ちゃんが私ども弥富市内で誕生されることを強く願うわけでございます。

先ほど来、一般不妊治療であるとか特定不妊治療費ということについてお話をございますけれども、一般不妊治療費につきましては、県内市町村において助成額や所得などの制限を、そしてそれぞれ県の助成制度を上回る条件で実施している市町村もありますので、こうした市町村の状況を参考に、あるいは海部地区の担当者会議でも状況を確認しながら、私ども弥富市といたしましても平成31年度から条件の見直しをしていきたいと考えております。

また、特定不妊治療費につきましては、現在、愛知県内54市町村中12の市町がございます。また、尾張西部9市では1市、一宮市のみが実施している状況でありまして、先ほど御案内があったとおりでございます。しかしながら、海部地区におきましては現在実施している自治体はないということでございます。

私どもも、我が子を産み育てたいと思う夫婦にとって、保険適用外の不妊治療を受ける際には高額な費用を必要といたします。精神的、あるいは肉体的、身体的にも負担を伴うものでありますので、少しでも経済的な負担が軽減できるよう制度の導入を検討してまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、市長が言われたように、少子化の時代で子供が産みたいという中で子供を産むことができなくなっている状況、晩婚化等も影響があると思いますけれども、こうした状況の家庭が多いと、多くなっていっている状況の中で、考えていくことでございましたので、ぜひしっかりと検討いただいて、改善できるということになっていっていただけたらと思います。

子供を産みたいと切に願っている家庭が子供ができないというような状況は、精神的にも、身体的にも、金銭的にもしんどいという状況になります。ぜひそういう方々に少しでも温かい手を差し伸べていただきたいと思います。

それでは、次の項目に移らせていただきます。

弥富市の三花まつりについてでございます。桜まつり、芝桜まつり、藤まつりに対してでございます。

まず、桜まつりでございますが、ことしはタイミングが合わず、残念ながら桜が見られないという状況でございましたけれども、それでも多くの市民の方が来場しており、にぎわっておりました。私もあるブースを手伝っておりまして、そこで多くの出店者から伺ったのは、模擬店を出すスペースが狭くてテントが立てにくい、窮屈だということでございました。昨今のテントは幅が2.5メートルのものが多くて、2メートルのものですとかなり制限されたものになるということでございます。なれているところは、それを見越して2つのスペース

をとって使用していたところもございました。

また、配置についても、もっと来場者が回りやすい、今、固まりの状態になっているんですけども、一本一本列をつくって左右両方で見られるような回りやすいものにしてほしいということでございました。見渡してみると、グラウンドの東側もまだスペースがあいているというように感じたのですが、そこで1つ当たりの出店スペースをもう少し広くしてはどうかなと思いますが、また配置として2つの固まりをつくるのではなくて1列ごとに通路区をつくり回りやすくしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 横江商工観光課長。

○商工観光課長（横江兼光君） 御質問にお答えいたします。

春まつりにおけるテントスペースについてでございますが、今回御質問のテントスペースにつきましては、出店者を募集して行っておりますフリーマーケットのスペースのことです。春まつりにおきましてはグラウンドの中央部にて行われておりました。こちらのスペースでございますが、一区画が2メートル掛ける2メートルの4平方メートルとなっております。これは簡易的なテント、ワンタッチタープテントのサイズが2メートル四方のものが一般的なため、そのように区画割りをさせていただいたものでございます。

来年度のフリーマーケットの一区画のスペース、また配置につきましては、いろいろな方々より御意見をお聞きいたしまして、春まつり実行委員会におきまして検討をさせていただきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） ぜひ実行委員会のほうで検討していただいて、改善ができます。

さて、本題と言ったら変ですけれども、次の芝桜まつりや藤まつりについてでございますけれども、昨年も質問させていただきましたが、そこでは回答として、樹木医と相談したり、植樹や補植を行ったりして対策を行っていく等の回答があったと記憶しておりますが、今回どのようなことを具体的に行ってきたのか、お聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤歴史民俗資料館長。

○歴史民俗資料館長（伊藤隆彦君） まず、藤についてお答えをいたします。

御質問の樹木医による指導と対策についてですが、指導をいただいた樹木医は、愛知県樹木診断協会会長の板倉賢一氏でございます。指導の内容につきましては、藤棚の日当たりを十分に確保すること、夏季の剪定では、棚の上に伸びたつるを切り払い、内部に十分に太陽光が入るようにすること、冬季の剪定では花芽の数を調整すること、夏の生育期には肥料や水を適切に与えることや害虫対策についてなどの御指導を受けました。

対策といましては、南側の樹木は既に伐採、剪定を行い、日当たりを確保しています。

西側につきましては、昨年度市の所有となりましたので、今後の整備で伐採を行ってまいります。夏季・冬季の剪定につきましては、樹木医の指導のもと実施いたしました。肥料につきましては、種類を一部追加、変更するなどして与え、水の管理は従来どおり自動かん水装置による散水を行いました。害虫対策では、毛虫の駆除に加え、つぼみを落とすタマバエという害虫を防除する薬剤散布などの対策を実施いたしました。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 芝桜のほうはどうでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 小笠原農政課長。

○農政課長（小笠原己喜雄君） お答えさせていただきます。

芝桜につきましては、樹木医等の指導は受けておりません。生育が悪いところがあり、昨年の答弁の中でも回答しておりますが、原因というものがよくわからない状況にあります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 藤のほうは、かなり手を入れたということで御報告いただきました。

ただ、芝桜に関しては、まだ原因がわからないという状況になっております。

藤に関してですけれども、私の見る限りは、藤まつりに行ったときに、どのような効果があったかわかりづらかったんですけども、結果として市としてどういうふうに効果があつたと捉えておりますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤歴史民俗資料館長。

○歴史民俗資料館長（伊藤隆彦君） お答えします。

森津の藤公園は1品種だけの植栽ですので、多くの品種を植えている津島市天王川公園の藤と比べ開花の期間が短く、また開花時期がその年の気候により影響されることは避けられません。したがいまして、本年4月28日、29日に開催した森津の藤まつりでは、見ごろを1週間ほど過ぎておりました。しかしながら、満開時期には、樹木医の見解では、害虫による被害も少なく、十分な開花量があったとの報告をいただいております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 開花のタイミングが合わず、せっかく見事な藤が見られなかつたという状況でございました。ぜひ開花の時期をしっかりと市民にも周知していただいて、満開のときに見ていただくような、これからPRをお願いしたいと思います。

また、芝桜も藤もそうですけれども、今後どのような対策を行っていくのか、お聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤歴史民俗資料館長。

○歴史民俗資料館長（伊藤隆彦君） まず、藤の対策についてお答えをいたします。

現在植えられている藤につきましては、今後も樹木医の指導を参考に適切な管理に努めて

まいります。また、森津の藤公園の整備計画の中で、新たな藤の植栽も含め、藤の名所としての公園のあり方を検討し、市民の憩いの場として整備してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小笠原農政課長。

○農政課長（小笠原己喜雄君） 芝桜について今後どのように対応していくのかという御質問にお答えさせていただきます。

芝桜につきましては、場所により茂っている箇所や枯れている箇所などあり、生育に土壌が大きく影響しているのではないかと思われます。土壌を入れかえて植栽したところでも部分的な補植は必要ですが、全体的に生育の悪いところは、土壌の入れかえも含め、芝桜の整備を図っていきたいと考えます。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 少し追加答弁させていただきますけれども、森津の藤でございますけれども、地主さんのほうから西側のほうにおきましても、議員各位にも御案内をさせていたいているとおり、一部購入をさせていただき、そして一部は寄附をいただいたという形で、一体的に弥富市の所有というような状況になってまいりました。そうした形の中で、先ほど担当のほうから森津の藤公園の整備計画ということをお話をさせていただきましたけれども、二、三年かけて市民の憩いの場としてもう一度しっかりと立て直しをしていきたいと思っております。竹の本数が非常に多いもんですから、それを伐採したり抜いたり整備することに対しても相当時間もかかります。費用もかかります。来年度から基本計画を立てながら整備をしていきたいと考えておりますので、そのような答弁をさせていただきました。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 藤については、そういう隣接地が寄附や買収によって一体型となるということで、整備計画を考えていかれるということなので、それを見守っていきたいと思っております。

芝桜に関しては、場所のこともあって、土壌が余りよくないということもあって土壌の入れかえも考えるということでございましたけれども、弥富の芝桜は、高速インターの出口付近にも「金魚と芝桜のまち」と出ていると、弥富の看板になっているというものでございます。また、新聞にも広く載っておりますし、市外にも広く呼びかけておりますが、せっかく来てもらっても今のこの状態では見応えがあるとは言えずに、残念な気持ちになりかねません。現に芝桜、今回見た方が「これで人を呼ばうというのか」と感想を漏らしていたり、また植樹祭で一生懸命植えてくれたボランティアの方からは、「せっかく植えてもこれじゃあ張り合いかないじゃないか」ということで言われました。今回特に、本来芝桜が咲くはずの部分にスギナが生い茂っている状態が目につきました。まずはこのスギナなどの雑草の根を土から根絶やしにしていくことが必要なのかなと。先ほど土壌改良していくことであ

りますので、そういった部分も必要になってくるんじゃないかなと。また、養分が足りないということで、肥料などをしっかりと、土に養分をしっかり蓄えた状態で植えていくことが必要なかなと思います。

また、原因がわからないとおっしゃっておりましたけれども、芝桜の寿命が短いことや育てにくいものもあるのかなと思います。それをこのまま広範囲に維持していくと思うと、かなり大変だと思います。いっそ範囲を絞って、毎年植えかえられる程度の範囲にとどめて、ほかの部分は植えっ放しで管理が簡単な長年咲く多年草などを植えたりするのも一つの手なのかなあと思います。

また、アイリンブループロジェクトで白いフランスギクが植わっておりましたけれども、公園の隅っこのはうに植えられていたんですね。もう少し目立つ部分に植えたらいかがかなとは思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三ツ又池公園の芝桜につきましては、今、那須議員のほうから、市民の声というようなことでしょうけれども、大変手厳しい御意見をいただいたわけでございますけれども、多くのボランティアの方に毎年多大な時間も割いていただきながらさせていただいております。我々としてはボランティアの方に敬意と感謝を申し上げているわけでございます。そういう手厳しい御意見は御意見としてしっかり受けとめておきますけれども、そのような形の中でもしお聞きになっている方がお見えになりましたら、お答えもしていただきたいと思っております。

三ツ又池公園につきましては、3月議会におきまして早川議員のほうから御意見もいただきました。我々としては、芝桜だけではなくて年間を通じて花が見られるようなことをという形で答弁させていただいたところでございます。そうした形の中において、この12月議会までに、その基本計画をしっかりと出していきたいと思っております。そして、来年度の予算という形の中で四季を通じて花が見られるような形で、さらに三ツ又池公園の散策がより楽しいというようなことを市民の皆様からも声がいただけるように努力していきたいと思っておりますので、手厳しい意見は手厳しい意見として御指摘をいただいておきますけれども、よろしくお願ひいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 私自身も、そういったボランティアのほうに参加させていただいて、皆さん本当に苦労しながら植えていらっしゃるもんですから、せっかくこうした方々が努力されているなら、見事な花を咲かせていただきたいという思いもございます。

もちろん、芝桜が広範にきれいに咲いたら、茶臼山のように見応えあるものになるのがベストですけれども、これが難しいということであれば、ほかのことも考えていかなければな

らないということで、12月議会までには基本計画を示していきたいということでございますけれども、例えば、これは一例でございますので案として聞いていただければと思いますけれども、アンケートによって市民の方に手入れが簡単で長年咲く花を何を植えてほしいかということをパブリックコメントで求めてみたり、または小学校区ごとに区分を分けて、ここは何々小学校の児童が植えましたみたいにしてコンクールを行って表彰してみたりするとおもしろいのかなあとも思ったりします。各小学校の創意工夫によって植える位置や色などを考えていけば、またはフラワーアートのような、例えば金魚の絵の花になるとか、そういうことも生まれたりすると話題性もあっておもしろいのかなと思っていますので、ぜひそういった工夫も一考に入れていただきたいと思います。

四季を通じて楽しめるということで、今後の計画等もありますけれども、ぜひ見に行きたくなるような花の管理をお願いしたいと思います。

では、続いて3点目でございます。3点目は公園の管理についてでございます。

今回の予算で公園台帳を作成していく予算がございましたけれども、どのようなことにこの公園台帳を活用していきたいと考えておりますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） お答えさせていただきます。

公園台帳には、施設ごとに名称、所在地、設置年月日、建築物、工作物、運動施設及び占用物件等に係る事項を記載してまいります。また、図面には、施設の平面図、植栽の状況図、公園の区域図、また地形や境界線、公園施設の構造図、写真等の事項を記載してまいります。

これらの公園台帳の情報によりまして、苦情等がありました折、または施設の修繕等の初期対応ですか維持管理に係る数量の把握及び長寿命化の策定など、多様な活用ができると考えております。

なお、都市公園におきましては、都市公園法によりまして都市公園台帳を作成し、保管しなければならないとされております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 都市公園についてはありますけれども、そういった細かい公園について、また利用しやすくなるということで考えられると思います。まだまだ地域によっては近くに公園がなかつたり希望する遊具がなかつたりして、子供たちが遊びづらい環境があるのかなと思います。

そこでお尋ねいたしますけれども、今年度、子ども・子育てのニーズ調査を行う計画がございますが、その中に公園に対しての項目等は入っておりますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 大木児童課長。

○児童課長（大木弘己君） お答えいたします。

平成31年度策定予定の第2次子ども・子育て支援事業計画に向け、今年度はニーズ調査を実施いたしますが、この調査は子ども・子育て支援事業計画に従って実施される利用者支援事業や、放課後児童健全育成事業、一時預かり事業などの地域子ども・子育て支援事業のメニューにある事業を対象に主に調査を考えておりますが、先回の平成25年度に行われたニーズ調査には、もっと遊具があったほうがよいや遊具が古いので新しくしてほしいなど、公園について日ごろ感じていることを問う項目がありますので、今回の調査も前回と同様に公園に対しての調査項目を設けるとともに、公園の利用に対する要望を尋ねてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 公園に対しての項目があるということなので、ぜひそういったことも考慮しながら、この公園の整備について今後しっかりと考えていくべきだと思いますけれども、私の聞いている情報の中で、例えば桜小に通う児童の方から、放課後にバスケットボールをしたいけれども、近くにバスケットゴールのある公園がなく、水郷公園など近くの公園にバスケットゴールをつけてほしいという要望が私のもとに届いたりしました。話を聞いてみると、バスケットをやっている児童が桜小の中には多く、地域のバスケット団体で行っていることもありますし、その中に所属する児童もそうですけれども、気軽に友達とバスケットの練習などをやりたいということでございました。学校には、体育館の中にはもちろんバスケットゴールがあるのですけれども、グラウンドにはないものですから、放課後に遊べないという状況でございます。そういうニーズがございます。

また、十四山の鮫ヶ地の公園では、前々から側溝などをつけて水はけがよく、水のたまらないようにしてほしいという要望も出ておりました。もちろん、全てのニーズに応えていくことは難しいと思いますけれども、その地域で要望が強く、現実的に実現可能なものであれば、ぜひそういった要望に対して応えていってほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） お答えいたします。

公園の要望につきましては、地元区長さんや団体からの要望や市民からの電話、各種計画策定時のアンケート等によって把握しております。対応としましては、緊急性のある要望に対しましては速やかに対応しておりますが、予算を伴うもの、スペースの検討や周辺住民の理解が伴うものにつきましては、時間を要したり対応のできない場合もございます。

地域の要望に対することで特に球技に利用する施設の設置につきましては、周辺にお住まいの方の御理解や公園利用者の安全を確保する必要がございますので、慎重に対応をする必要があると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 遊具等に関しては、予算もかかるし、周辺ですね、近所の方に、例えばボールが窓に飛び込むとか、そういう危険性があるということも考慮していかなければならないということでございましたけれども、ただ、例えば水郷公園にバスケットゴールをつけたところで、周辺にそんな大きな家はないもんですから、その部分は周辺、利用としての配慮はクリアしているのかなと思いますので、またあとは予算的な問題がございますけれども、こうした要望を、現実的に無理なものは仕方ないと思いますけれども、可能なものであれば、ぜひニーズに対してかなえていっていただきたいと思います。

また、これは次に進みますけれども、幾つかの公園で草がかなり生い茂っており、小さな子供の背丈ぐらいあるところも見ることがありました。1つはその後刈られておったんすけれども、草といつてもさまざままで、例えば中之割公園や作左山公園などではシロツメクサ、一般的にクローバーがきれいに生い茂っており、子供たちがその中で遊んでいたりすると、写真ばえ、今で言うインスタばえしたり、花冠などをつくって喜んでいるところもございます。しかし、鮫ヶ地の公園や新しくできた前ヶ須の遊び場などは、雑草が生い茂っていて入りづらい状態になっておりました。たまたま私が見たタイミングで生えていただけかもしれませんけれども、管理にばらつきがあるように感じたということでございます。こうした公園の管理はどのように行っているのでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） お答えいたします。

都市計画課により管理しております公園の維持管理は、年間を通して、業者委託をしております。年間の作業時期を実施工程により管理しており、また毎月提出していただく公園の巡視報告書により状況を把握しております。

除草作業につきましては、主に繁茂期に利用頻度の高い公園は年間4回から5回、低い公園は年間3回実施しております。天候等により作業実施時期が左右される場合もございますが、計画的に除草作業を実施しております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、都市計画課が持っている公園に対しては、こうした委託をされ、年間4回から5回、少ない利用ですと3回ということでおっしゃいましたけれども、公園に対してはさまざまな課で持っているところが今ありますよね。これは新庁舎になってから一本化したいということで、以前、市長がおっしゃっていたこともありますけれども、今、さまざまな課の管理の中でばらつきがあるのかなあと思いますので、ぜひいま一度見直していくだけで、今管理できる部分に関しては注意していただきたいなあと思います。

また、一本化になってからでも構いませんけれども、計画的にチェックリストなどを設けて、業者任せじゃなくて、公園の管理として市のほうでもつかんでいく必要があると思いま

すので、チェックリストなどを設けて管理していくなどの考え方はありますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） 管理の方法の御質問でございますが、チェックリストにかわるものとして、先ほど御答弁いたしましたように、作業時期を実施工程表により管理してございます。また、年間3回から5回の範囲内ですので、毎月1回巡回報告を受けておりますので、その状況を見ながら多少実施時期をコントロールする場合もございます。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 児童課の管轄します児童公園についてお答えをさせていただきます。

児童公園につきましても、木の剪定は年1回、消毒は年3回、草刈りにおいては年2回から3回程度のものを業者の方に委託させていただきまして管理をさせていただいております。また、剪定等につきましても、地元の議員の方や区長さん方の御意見をいただきながら、剪定においての部分も、どの部分をどのようにというようなことの御相談もさせていただいております。

また、公園の管理につきましては、もちろん担当職員が見て回りまして、草の状況等々を把握しながらやっておりますが、全ての要望に応えることはできないという部分においては申しわけなく思っておりますが、今後も適切な維持管理に努めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 台帳整理ができる、各課がばらばらに持っている公園や遊び場などを一本化していくと管理もしやすくなるし、さっきの実施工程表等も、巡回報告等もあるということでございましたので、そういう部分をしっかりとすれば、うまい管理になっていくのかなと思いますので、ぜひ地域の要望に応じた遊びやすい公園にしていくようにお願いしたいと思います。

また、これは少し余談、余談と言ったら変ですけれども、別枠でお話しさせていただきますけれども、芝桜まつりの際、三ツ又池公園でございますけれども、市民の方が手を洗おうとした際、蛇口がついていなくて水が出せないという状況になっておりました。恐らく、いたずら防止等の策かなあとは思いますけれども、市民が快適に使えるようにしていただきたいと思います。せめて祭りやイベントの際などには、使えるように管理していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） お答えいたします。

三ツ又池公園の水道につきましては、現在、蛇口につきましては、蛇口が使っていただけるように水栓をつけておりますが、一部、中之島におきましては、現在、水道が故障してお

りまして水が出ない状況がございますので、水道の栓を抜かせていただいているのが現状でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 通常は使えるようになっているけれども、たまたま故障していたということですね。わかりました。しっかりと早く直していただいて、使えるようにしていただければと思います。

公園が市民の憩いの場になるように、引き続きの努力をお願いいたします。今回の質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩とします。再開は午後1時ちょうどとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者であります佐藤高清議員から配付資料の依頼がありましたので、これを認め、各位のお手元に資料を配付しましたので、よろしくお願ひいたします。

次に佐藤高清議員、お願いします。

○14番（佐藤高清君） 14番 佐藤高清でございます。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

第1問目の質問であります。都市開発のあり方について質問をさせていただきます。

まずは、新都市計画法制定時、これは昭和43年における都市計画と現在の状況についてであります。

昭和43年、新都市計画法が制定され、無秩序な市街化を防止することを目的とし、計画的に市街化を図ることを主眼において、市街化区域、市街化調整区域の線引きをする制度が導入されました。昭和43年といえば、高度経済成長期を迎えており、急激な人口増加やさまざまな機能の集中化が進んだ時代であります。都市部周辺において無秩序に都市が広がっていくスプロール化（虫食い現象）が大きな問題となり、道路、下水道といった必要最低限のインフラさえ整備されないような劣悪な市街地が形成されていきました。

当時の自治体は、公共施設でさえ非効率的な投資を余儀なくされていました。そこで整備された対応策が市街化区域、市街化調整区域の線引きであり、積極的に市街化を図る区域と強力に市街化を抑制する区域と区別することで、都市のスプロール化問題の解決を図ろうとした経緯があります。しかし現実は、人口増加のほとんど見られない地域、人口の流出が進んでしまった地方の中小都市にまで、何もかも一様にこの線引きを運用したことに起因する

問題が新たに発生してしまいました。昭和62年に、一定要件を満たした都道府県については区域区分の変更が可能となったものの、平成に入ってからは人口増加が減少へと転じ、都市が拡大する時代から安定成熟を目指す時代となり、社会情勢も大きく変化しました。

今から約50年前、その当時の社会情勢を踏まえ、その後50年後、今の弥富のあるべき姿を想像し、その理想の実現に向けて都市計画が計画され、市街化区域と市街化調整区域の線引きを行っていったと思います。これまで都市計画に掲げた理想がどのような形になったのか、50年後となった今、検証すべきではないでしょうか。技術の進歩と革新がもたらした文明・文化の変化するスピードはすさまじく、社会情勢もすさまじいスピードで変化してきました。法律ですら制定から数十年で改正を余儀なくされるほどのスピードと変化です。

理想と現実は大きく差が開いたと思います。法律や関係機関との兼ね合いといったさまざまな要素が絡んでくるので、弥富市のみではいかんともしがたい部分ではありますが、計画に大きなひずみがあるのは紛れもない事実としか言いようがありません。今後、20年、30年先の明るい弥富像を創造していく前向きな話をしていくためには、50年前はどうだったのか整理しなくてはならないと考えます。古い話を蒸し返しているのではなく、未来の話を創造していくスタートだと思っていただき、できる限りの範囲で構いません。まずは今から50年前に思い描いた弥富の理想の都市像が今の現実の姿とどのような差があるのか、そこを行政としてどのように捉えているのか、確認をさせていただきたいと思います。

また、大きな差が開いた最大の要因は社会情勢が大きく変化した点であり、当然、社会全体の大きな流れが主たるものだとは思います。それらが全てではなく、弥富独自の要因もあったのではないかと考えます。これまでの弥富市を取り巻く社会情勢についてどのようなものであったか、どのように把握しているのか、あわせて確認をさせていただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 御答弁申し上げます。

昭和30年代後半以降、高度経済成長に伴います急激な都市化を背景に、旧来の法では十分な対応が困難となってきたため、新都市計画法が昭和43年に制定され、翌年6月に施行されております。都市計画区域も再編され、弥富都市計画区域として、旧弥富町、旧十四山村及び飛島村で構成され、昭和45年に初めて区域区分、いわゆる線引きがなされ、市街化区域と市街化調整区域が定められました。その後、用途地域、そして都市施設として都市計画街路、都市下水路や都市計画公園等が定められてまいりました。当時、町村では都市計画に関する知識も乏しかったことから、愛知県の主導で用途地域や都市計画街路等が定められております。

都市計画法では、市街化区域はおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき

区域とされております。しかし、市街化区域に定められました平島や前ヶ須などは、当時は金魚池や田が大半を占めておりまして、また特産であります金魚の景気もよい時代でございましたので、土地区画整理等がなかなか進まなかつたと思っております。

当時、この地域は、排水不良により大雨が降りますと腰までつかるような浸水被害に悩まされておりましたことから、都市下水路整備に重点的に投資をしてまいりました。そのため、都市計画街路の着手がおくれたと感じております。

この間、北部地域の市街地では名古屋のベッドタウンとして人口もふえ、現在では土地区画整理も平島中地区を初め6地区が完了し、公共下水道や都市計画道路も進捗しておりますが、そのおくれは当初に具体的に整備スケジュールもないまま都市計画決定を先行させたところにあると考えております。

一方、港湾部のほうでありますと、昭和54年に市街化編入されまして、以降、名古屋港港湾計画に基づき着実に整備が進められ、既存の工業集積と、近年、自動車に次ぎます次世代産業として期待がされている航空宇宙産業の進出により、当市の税収に大きく貢献している状況でございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 今、部長のほうから、この50年の弥富市を取り巻く社会情勢について答弁していただきました。

過去50年をさかのぼりますと、都市計画に関する知識が乏しかったとか、市街化区域はおおむね10年以内で優先的に市街化を図るべきであったと。しかし、平島や前ヶ須など金魚池や田が大半占めており、区画整理等がなかなか進まなかつた。また、腰までつかるような浸水被害があつて都市計画街路の着手がおくれてしまつたと、下水路整備に重点を置いたために整備がおくれたとか、いろいろな反省点を述べていただきまいた。しかし、昭和54年に市街化に編入された以降、名古屋港港湾計画に基づいて、今、当市の税収に大きく貢献しているという報告もあったわけであります。それを踏まえて次の質問に入ります。

市街化区域と市街化調整区域の線引きの見直しについての質問であります。

平成に入り、社会情勢の変化はますます加速し、人口減少、少子・高齢化、過疎化、産業の空洞化といった昭和43年の制定当時の社会情勢とは全く違う時代となりました。地方分権を推進する流れと相まって、平成12年には都市計画法は大幅に改正され、三大都市圏と政令指定都市以外は市街化区域と市街化調整区域の線引きは都道府県の選択によることになりました。

まずここで都市計画のあり方を考えるチャンスがありました。法律が変わることは、我々の生活も変わることを意味します。当時、弥富市において線引きの見直しといった意見表明のあるなしや、この件に関する世論といったものについて行政としてどのようなものを把握

されていたのでしょうか。また、法の改正の動きにどのように対応されていたのか、確認をさせていただきます。

さらには、この議論や対応を判断する最重要の要素は、社会情勢の変化をどう捉まえていたかになります。この部分の判断を誤ると、法を改正してまで対応した価値もなくなつたはずです。この時点で行政として弥富市を取り巻く社会情勢についてどのように把握されておられるか、答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 御答弁申し上げます。

平成4年の法改正では、市の総合計画と市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針に即しました市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めることとされました。これが、まちづくりのビジョンを明らかにします市町村都市計画マスターplanでございます。当市でも現在より4割以上高い地価で取引をされましたように、バブル期の地価高騰を背景としました立地力の高い業種が住宅地へ無秩序に進出したことによる居住環境の悪化等に対応するため、用途地域が細分をされたものでございます。平成12年の法改正では、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（区域マスターplan）が新設され、市町村マスターplanはそれに即することとなったものでございます。

また、区域区分の要否を都道府県が判断できる選択制に移行をされました。これは、人口や産業活動の拡大が予測されず、市街地に相当の低未利用地が存在するような地区におきまして、区域区分の必要性が薄い区域につきまして判断するものでございました。しかし、中部圏開発整備法に規定をしております都市整備区域は区域区分を定めることになっておりまして、当市はその区域に該当していたため、区域区分を選択する対象区域ではその当時ございませんでしたので、そのようにさせていただかなかつたというのが状況でございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 今、部長のほうから、平成12年の都市計画法の改正を、市はどのように社会情勢を把握していたのかということに対しまして答弁をいただきました。

平成12年のバブルという地価高騰を背景とした独特なものがあつて、住居環境が悪化する等に対応するために用途地域が細分化されていったという報告があるわけでありますけれども、せっかく平成12年の都市計画法が改正というときに、その後、20年、30年先を踏まえた地域のマスターplanを提案することがなかつたと判断せざるを得ないわけであります。それを踏まえて、次の質問とさせていただきます。

都市計画の運用は、市街化区域と市街化調整区域の線引きにあります。線引きのあり方が全てと言っても過言ではありません。線引きを行うことで、市街化区域は近い将来に優先的

に市街化を図るべき区域であることから、一定規模の範囲に集中させることができ、計画的かつ効率的に公共投資を行える利点をつくり出します。また、用途地域を定め土地利用の内容を規制することにより、建築可能な建物を制限することも可能で、良好な都市環境の市街化形成が期待されるわけあります。

一方、市街化調整区域においては、開発行為が原則抑制され、都市施設の整備も原則として行われないことから、大小関係なく開発行為を強力に抑制することができるある種厳しい制度でもあります。これらがもたらす効果としては、都市近郊の優良な農地と健全な調和がとれる都市がつくられていくことになるわけであります。

そこで、現在の弥富市としての方向性について質問をさせていただきます。これは、市街化区域周辺で土地区画整理事業が計画をされている車新田を示しておりますので、よろしくお願いします。

都市計画は、あくまでもまちづくりを実現するための手段、方法だと考えます。ここに道路を通そう、公園をつくろう、住宅街をつくろう、ビルの集まる商業地にしよう、そして自然を残そうと何十年後を見据えて理想とするビジョンを掲げる作業です。このビジョンについて、理想をイメージすることは非常に簡単ではありますが、最も重要なのはそのビジョンに近づけるように最大限の努力を怠らないことだと考えます。また、できもしない理想を掲げないことも必要ではないでしょうか。弥富市の実情に即したビジョンを掲げ、その実現をなし遂げるために、その策定過程において市民の皆さん、その地域で生活されてみえる方々の参画というものは欠かせません。行政だけの思いで動いては、輝ける今後の弥富市の姿は想像できません。今後、20年、30年先の輝ける弥富を創造していくに当たり、市民の皆さんの意向や思いをどのようにくみ取り、それをどのように反映させていくのか、大変重要で難しい課題だとは思いますが、やらなければならない、そして取り組まなければならないことがあります。

今、現状として、行政として、20年、30年先、この弥富をどのようにしたいのか、どうしていきたいのか、市民の皆さんの意向や思いをどのように集約し、反映させていくのか、その具体的なビジョンについて大いに語っていただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤高清議員に御答弁申し上げます。

私たち自治体の都市計画を、いわゆるまちづくりという形においては、行政の根幹をなすべき的を射た御質問であろうと考えておるところでございます。20年、30年、この先のビジョンを語るのは、社会変化のスピード感のある時代において大変難しい部分もあるわけでございますが、きっとこんな経済社会になる、あるいは社会構造になるという形の日本の社会が想像されるわけでございます。その予測に基づいて私たちはしっかりとまちづくりをして

いかなきやならないと思っております。

今、日本の国は、未曾有の人口減少と高齢化社会に向かっているわけでございます。人口減少は、10年前、2008年、1億2,800万人をピークに減少し始め、国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研によれば、2040年には1億1,090万人になるとしております。そして、そのころには毎年90万人程度減少すると見込まれておるわけでございます。この先、2050年には、日本の人口は1億人を切るだろうと言われるわけでございます。

時代をさかのぼってみると、この減少がはっきりするわけでございます。団塊の世代と言われる昭和22年から24年の時代には、毎年260万人という出生数でございました。第一次ベビーブームと言われるところでございます。そして、その人たちの息子、子供たちが昭和45年前後のところにあるわけでございますが、この世代を団塊ジュニアといって第二次ベビーブームと言われております。このときでも毎年200万人を超える出生数でございました。その団塊ジュニアの世代に続く第三次のベビーブームが日本の社会構造になかったということが、大きく人口減少社会に結びついているところでございます。何と昨年の2017年には94万人の出生数、そして2040年の将来像を見た場合には、1年の出生数が74万人程度になる。第一次ベビーブームから比較すると、3分の1以下というような大変厳しい人口減少社会を我々は迎えていかなきやならない。

また、高齢化におきましても、現在の高齢者65歳以上は、2042年にはピークを迎えると言われております。また、団塊のジュニアが75歳以上になる2054年になるわけでございますが、これが高齢化の一番のピークという形で日本の社会で想像がされておるわけでございます。

こうした状況を弥富市に置きかえますと、弥富市も2050年以降につきましては、今的人口よりも5,000人近く減という形の中で、人口3万9,000人というような状況が想像されるわけでございます。しかしながらこういう状況においても、人口減少、超高齢化社会、あるいは財政の大変厳しいという時代においても、我々はまちづくりをしていかなきやならないという形であるわけでございます。

具体的に、じゃあどのような形で取り組んでいくべきかということでございますが、これは平成28年に策定をさせていただきましたまち・ひと・しごと創生総合戦略を毎年それぞれの所管が確実に進めることができであろうと思っております。職員一丸となって取り組んでまいりたいと思っております。

先ほども申し上げましたように、将来あるべき姿、人口減少、高齢化社会から逆算する形で現在取り組むべきことをしっかりと検討することが大切だらうと言われております。今、産業界、製造業を中心として、具体的な例として、A I、I T、I C Tという形の、A Iというのが人工知能、あるいはI T、I C Tと言われる情報通信技術、あるいはロボット等がもたらす技術革新、これが今、第4次産業革命と言われるところの入り口に私たち立って

いるということでございます。こういうことが必ず必要になる社会が来るということを私たちはしっかりと認識していかなければなりません。人口減少、高齢化という危機をいわばチャンスに変えるというような取り組みをしていかなければならぬと思っておるところでございます。

今の小学生・中学生の義務教育課程の中においても、もっとＩＣＴ教育ということについて我々は予算を配分していかなければなりません。必ずこの子供たちが大人社会になったときには、間違いなくそういう社会、技術革新の激しい社会の中にあるということでございます。我々弥富市も、教育委員会ともども、子供たちに対するＩＣＴ教育ということに対してこれから力を入れていかなければならぬと思っております。また、文科省におきましても、しっかりと御配慮いただきたいと思っております。

また、まちづくりの形の中においては、先ほど議員のほうからもお話をございましたけれども、コンパクトな集約的な都市構造を目指していかなければならぬ、いわゆるコンパクトシティーを考え、維持コストを抑えることが必要だろうと考えております。現在、第2次都市計画マスターplanは全体構造の取りまとめ中でございますが、便利・快適に暮らせるコンパクトな都市づくりを基本目標に掲げております。今後は、全体構想で掲げた本市の将来像を北部・中部・南部の3つの区域にしっかりと区分し、地域構想を策定してまいります。

コンパクトな都市構造をより具体化するために、本年度と来年度の2ヵ年をかけて弥富市の立地適正化計画を策定いたします。これは、医療・福祉、あるいは商業施設等、あるいは住居等が歩いて動ける範囲にまとまった形で立地し、あるいは高齢者を初めとする住民が公共交通によりこれらの施設等に容易にアクセスできるような日常生活をつくり出していかなければならぬと考えておるところでございます。

もう一つ大きな私自身の私見ではございますけれども、こんなビジョンを考えております。私たち海部地域4市2町1村は、13年前には1市、津島市と12ヵ町村がありました。平成の大合併により現在は4市2町1村の7つの自治体であります。今後15年、20年を考えた場合は、7つの自治体が一本化することにおいて、いわゆる中核都市構想を目指してそれぞれの自治体が考えていかなければならぬ、そんな時代が来るんではないかなあと思っております。一つ一つの自治体では行政の運営がより厳しくなってくるということが想像できるからでございます。中核都市構想におきましては、さまざまな条件がございますけれども、しっかりと協議を重ね、それぞれの自治体が補完し合う形で、ぜひ実現に向けて努力すべきであろうと思っております。

これら20年、30年を考えることにおいて、たくさんの夢を持ち、たくさんの課題もありますけれども、住民の皆様と一緒にになって考えることが大切であろうと考えているところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 今、市長のほうから、50年後の弥富市をどのようにしたいのか、具体的なビジョンについて語っていただきました。

今後、人口が3万9,000人になるとか、人口減少社会が現実として確実なものになっていくと。そして、人口減少、超高齢化社会、財政節約社会といったお話が、今、市長のほうからあったわけですけれども、この弥富市をどのようにまちづくりを進めていくかという問題につきまして、コンパクトな都市づくりを基本目標に掲げていくことであるわけであります。と同時に、広域的にこの地区を盛り上げていこうというような話も聞くことができました。

息の長いこれから施策であると考えるわけでありますが、現在、市街化調整区域周辺で土地区画整理事業が計画されているわけであります。車新田のことを示しております。なかなか合意が得られない状況にあるという話が聞こえてきております。いわゆるネガティブな話が多いということあります。これは、我々はその話を聞いたときに、行政サイドの説明不足、また過去50年さかのぼった反省等々の取り組みはなかったんではないかというような思いがあって、これまでの状況を確認しながら質問させていただいておるわけであります。

ネガティブな話が多い中、何とかこの地域を盛り上げていこうと思って、行政側の批判もしたり、地域の皆さんの取り組みに対する理解度がないという批判もしたわけでありますけれども、たまたま4月21日、経済新聞に、コンパクトシティー逆行する自治体が郊外開発を黙認しているという記事が大きく取り上げられ、今、弥富市の抱えている問題は、全国で抱えておる問題に匹敵するんだと。今後の少子・高齢化、人口減少の中でまちづくりをしてくのは大変難しいことであるということを確認させていただいて、行政側の努力、そして地元地域の皆さんの理解ということを改めて求めていくことにしたわけであります。

そこで私のほうから、市街化の問題は長い目で進めていただいて、提案をさせていただきたいと思います。その提案は、市街化調整区域内で開発をするについて、権限移譲により農地転用許可や開発許可について市が許可権者となり、他の自治体で実施されている都市計画法第34条第11号及び第12号により区域を指定し、開発を可能にするような考えであります。これについて市長のほうはどう考えてみえるかという質問でありますけれども、その前に担当の課長のほうから、都市計画法の34条第11号、そして12号について説明をお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） お答えいたします。

都市計画法の一部改正に伴い、平成23年10月に市街化調整区域での住宅等の立地条件を緩和し、地域の活性化を図るため、都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する愛知

県条例が施行されました。これは、市街化調整区域の一定の条件を満たす地区では、住居系開発許可基準の都市計画法第34条第11号、また工業系開発許可基準といったしましては同法12号の区域を愛知県知事が区域指定するものでございます。

具体的に11号の住居系許可要件といったしましては、市街化区域に隣接または近接している区域、次に50戸以上の建物が連担していること、津波、高潮、湛水区域等危険区域や農用地区域を含まないこと、また区域が4ヘクタールを超えないこと、宅地率が40%以上であること、地区内道路幅が6メーター以上で、地区外道路幅は6.5メートル以上に接していなければならぬこと、公共下水・集落排水の予定や処理区域内であることなどの要件を満たしていいることが必要となっております。

次に、工業系の12号の許可要件といったしましては、津波、高潮、湛水区域等危険区域や農用地を含まないこと、都市計画マスターplanに工業系の土地利用が明示されていること、企業立地及び事業の生産性を向上させ重点的に整備すべき業種として愛知県知事が定める事業に供する工場または研究所、区域の規模としましては0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満、主たる出入口口に面する道路幅員は9メートル以上、このような条件を満たしている区域となります。

本市の場合は愛知県知事が指定することになりますが、権限移譲により事務処理市となれば、当該市が条例により指定することができます。近隣の事例といったしましては、津島市では12号の許可基準に係る条例を定められております。また、お隣の三重県木曽岬町では、住居系の11号の区域を三重県知事により指定されているところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員に御答弁申し上げます。

市街化区域への編入要件を満たす地区として、車新田の地区において平成27年度より地区的現況や課題、まちづくりの整備手法等の地域勉強会をこれまでに7回ほど開催してまいりました。昨年度は世話人会を立ち上げ、概略検討図及び概略減歩率等をお示ししたところでございます。しかしながら、関係者の方々は、整備後に確実な土地利用ができるのか、また税金が上がるなどの心配によりためらわれているような状況であることがございます。そこで本年度は、さらに詳細な意向調査を実施し、まちづくりの実施に向け、関係者と話し合いを継続してまいりたいと考えております。

先ほど所管のほうから都市計画法第34条第11号及び工業系開発許可基準としての同法第12号の区域という形の中で、私どもはその要件に見合った地域を物色したところ、なかなかこの要件に合うところが難しい。そういうような状況の中では、なかなか都市計画法を進めるというわけにはまいりません。

しかしながら、私どもといったしましても総合計画、あるいは都市計画マスターplanで基

本目標を出しながら、人口減少社会におけるコンパクトシティーというものを自治体として維持していかなければならぬということがございますので、引き続き市街化区域への調整につきましては、議員各位の御理解もいただきながら、また御支援もいただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。お願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 今進めさせていただいている車新田の市街化につきましては、この経済新聞の記事を見る前は行政批判とか地元批判をし続けてきたわけでありますけれども、もういたしません。市の今後の御尽力に期待をして、長い目でこの計画を進めていただいて、地元の皆さんの同意をいただきながら市街化が成ればいいなあと思うわけでありますけれども、先ほど提案させていただきました都市計画法第34条第11号及び12号については大変厳しいという話ではありますけれども、現実としてほかの行政で取り組んでみえるという事実があるわけであります。市街化調整区域内において一戸建て専用住宅が建築可能になったなら、また都市計画法第34条第11号に基づいて、区域内であれば、誰でもどこでも一戸建ての専用住宅が建築可能になる、また農地の開発行為は農業委員において可能とする、そして商業・工業・住宅跡地等の再利用を可能にする等、現在建っている住宅の建てかえ等も可能にするといった非常にニーズが多い話であるわけでありますので、ぜひこの34条第11号、12号の条例化に向けた勉強会とか協議会を立ち上げていただきたい、弥富市も取り組んでもらいたいと要望するところですが、市長、どうですか。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員おっしゃるように、我々としてもまちづくりという形の中において市街化という問題につきましては大変重要な位置づけをさせていただいているところでございます。議員各位と勉強会等を通じながら、あすの弥富のまちづくりという形の中で御検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 今後の弥富市を考えることで、挑戦するということが必要ではないかと思います。50年先を検証するについて、いろいろな反省点もあったわけであります。これから弥富市を考えることで、ぜひ勉強会などを立ち上げて取り組んでいっていただきたいと要望します。

「あれから40年」というフレーズでしゃべろうと思いました。40年というのは、漫談でお金をもうけてみえる方が見えるということあります。あつという間の40年であります。ぜひこれから前向きに取り組んでいただきたい、今の成人を迎える若者が、40年たって、50年たって、あのときの判断はよかつたなと言えるような施策を取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、2問目の質問をさせていただきます。

市立小・中学校活動に関する要望について質問をさせていただきます。

1点目は、自転車保険の加入に関してであります。

弥富市立中学校に通う生徒たちは、その多くは自転車による通学をされていると思います。また、所属する中学校での部活動の練習に参加するとき、その練習試合や体外試合、公式試合に参加する際の移動手段として、学校生活の中で自転車を必要とする機会は非常に多くあると思います。自転車に乗る機会が多いことは、その分だけ事故に遭遇するリスクが高まることと直結することを意味します。通学途中に交通事故に遭遇した被害者となるケースばかりではなく、ここ数年、自転車が加害者となる事故の事例がふえています。被害者が重症を負った補償額が高額だった等の話もよく聞くようになりました。そのような話を聞くと、その対策の必要性を切実と痛感します。

まずは、中学校の生徒の通学・部活動といった学校活動時における自転車利用に関し、自転車利用状況や自転車加入保険の状況はどのようにになっているのか、答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 自転車の利用状況と自転車保険の加入状況でございますが、現在、市内3中学校では全生徒に対し、自転車通学を認めているところでございます。また、部活動においても、校外で活動するときは自転車の使用を認めております。

自転車保険の加入率でございますが、平成30年5月時点において学校から報告を受けた自転車保険加入率は、弥富中学校56.5%、弥富北中学校41.9%、十四山中学校52.2%、3校平均で50.5%ということで約半数の加入率でございました。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 今、部長のほうから、自転車保険の加入状況について説明をしていただきました。

自転車通学については、全生徒が自転車通学をしているということであります。3校平均で50.5%ということですが、これはことしの5月時点で学校側が把握した数字であつて、このほかに任意的に入っている保険があろうかと思いますけれども、この50.5%に上乗せされるわけでありますか。部長、その辺のところ。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 今の時点で調査をしていませんので確約ではございませんが、一部入ってみえる方があるというふうに考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 少なくとも100%ではないというように判断するわけであります。それを踏まえて、次の質問に入ります。

学校生活で頻繁に自転車を利用する生徒に対し、自転車保険に加入することについて、生徒本人、その親御さんに、その必要性を説明することや推奨することは重要ではないかと考えます。学校で自転車保険の加入を推奨することや、また学校自体が取りまとめの窓口となって手続を行うことといったことは可能なのでしょうか。

また、この話の内容が保険の加入についてということになりますので、そもそも必要性の認識や捉え方によっては、加入するしないといった根本的なところの選択で加入しないということもないわけではありません。仮に加入しないという選択があった場合の理由等があれば、その見解をお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 学校が保険の取りまとめはできないか、また保険に加入しないという選択があった場合の理由でございますが、学校では2種類の自転車保険の任意加入について御案内をしております。1つは、愛知県小中学校PTA連絡協議会窓口の小中学生総合保険制度、もう一つは団体自転車保険です。この2つについて取りまとめを各学校で行っております。

次に、加入しないという選択があった場合の見解についてでございますが、理由として考えられるのは、先ほども申し上げましたように、御家庭で他の自動車保険や自転車保険等加入している場合や、保険加入への重要性、必要性の認識に違いがあるのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 小中学校PTA連絡協議会が窓口で小中学生の総合保険制度、そしてもう一つは団体自転車保険制度といろいろあるわけでありますけれども、窓口を一つにしてやるという方法がかなり難しいというように判断しなきゃいかんかなと思っておるわけであります。

次に質問させていただきます。

保険の加入については、万が一まさかの場合に備えることが基本になります。加入するしないの議論も必要ですが、その補償内容も大変重要な焦点です。また、結果論だけでも議論はできません。

事例として、自転車走行中の小学生と60代女性との衝突事故においては、60代女性が頭蓋骨骨折、意識が戻らないといった重症を負ったケース、またスマートフォンを操作しながら自転車走行していた女子学生と女性高齢者との衝突で女性高齢者が後遺症となったケースなど、生徒が加害者となり重大な責任が問われる事故がふえています。

自転車事故は、被害者だけではなく加害者にもなり得ることも多くあるのだと認識をしていきたいと思います。自動車の場合は保険加入はかなりの加入率となっていますが、自転車

の加入率は低い状況にあると言わざるを得ません。

そのような中、重大な人身傷害となる自転車事故が増加してきている状況で、名古屋市では無保険の生徒が起こした事故に対する高額損害賠償事案がきっかけとなり、自転車保険の加入義務化が始まっています。行政サイドから、幾ら自分の家族を守るためにと個人の判断に委ねて保険加入を勧めても、加入率が上がるとも思えません。学校活動中の事故は、本人だけではなく学校側にも責任者としての対応を求められることになります。無保険の危険を回避するために、市内中学校の生徒に対する自転車保険の義務化、そのための補助制度導入を提案したいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 自転車保険の加入の義務化についてでございますが、自転車保険の加入への必要性については強く感じております。まずは義務化とはせず、任意加入の促進を図ってまいりたいと考えております。

補助制度の導入につきましては、初めに1学期中に各中学校に調査を実施し、学校での保険には加入していないが既に御家庭で他の自転車保険や自動車保険等の特約に加入している方の人数を把握させていただきたいと考えております。その上で加入率100%を目指し、必要な施策を講じさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今、最後のところで必要な施策というようなところを、私どもとしては補助金というような状況のことを考えていかなきゃならんかなあと思っております。今、現行では既に加入していただいているところもありますけれども、これがしっかりとそれぞれの3中学校を調べて、現状を把握しながら次のステップに行きたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 部長、市長のほうから答弁をいただきました。

まずは1学期中に各中学校に調査を実施して、学校の保険には加入していないが、既に家庭における自転車保険や自動車保険等の特約に加入している等々の確認をしていただき、最後は100%加入を目指すような対応をしていただきたいと強く要望していきます。

次の質問に入ります。

続きまして、学校給食と介護予防サービスについて質問をさせていただきます。

高齢者の毎日の平穏な日々は、時として退屈な日常へとなりがちです。特に定年退職後の男性が、このような状況に当たはまりがちではないでしょうか。そして、繰り返しの平穏な日常生活が認知症発症の危険信号となり得るとも言われています。これを解決するためには、張りのある生活をしていくことが必要であります。子供たちといえば、自由奔放で思うがま

まに行動します。それが子供たちの姿であります。高齢者にとっては、こうした活気あふれる子供たちとの交流自体が、それだけで毎日の張りをもたらすカンフル剤となり得ると言えます。

高齢者は、これまでの長い人生経験から自分特有の価値観にとらわれがちになります。自分たちと真逆の存在で、純粋で、素直で、無数の可能性を秘めた子供たちと触れ合うことは、新たな価値観の創造につながるのではないかでしょうか。高齢者は、仕事の定年、子供の独立といったことをきっかけに、これまで自分で築き上げてきた家庭において、その大きな役割を全うした勲章を受け取ることと引きかえに、今まで背負ってきた重大な役割を失ってしまいます。役割を担うことは、思っている以上に自我を形成する上では必要不可欠な要素となります。何か一つ役割を担うことで活力を取り戻したという話は、よく聞く話です。

子供たちとの交流を通じて、高齢者に何か新しい役割を見つけてほしいと願うものですが、小学生と高齢者の交流の場についてどのような取り組みがあるか、お考えがあるか、見解をお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 小学生と高齢者の交流の場についてどのように考えるかという御質問ですが、核家族化が進み、児童と高齢者の交流によって、世代間、異年齢の交流を通して、優しさや思いやりの気持ちが育まれることが期待されることから、大変重要だと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 小学生と高齢者の交流については、大変重要であるという答弁でありました。それを踏まえて次の質問に入ります。

世代間交流事業として、今までにもいろいろな取り組みをされてきたと思います。何よりも一番大切にしなければならないことは、自然体で自主的に交流ができる環境の実現だと考えます。その方法の一つとして、食育の観点から交流を提案したいと思います。

小学校で提供される給食は、管理栄養士の指導のもと、成長期の子供たちのことを考えた最適な食事であると言えます。学校で提供される給食の栄養内容については、高齢者の栄養管理にも最適なものであることは確認をされています。

そこで、双方にメリットのある食事の時間を共有することで、その交流にもよい影響をもたらすと思うのです。子ども食堂、高齢者施設の子供の受け入れ等々の事業が全国各地で広がりを見せております。弥富市において、小学生と高齢者が食事を共通点に同じ環境で交流することを考え、学校施設を活用した交流事業が最適だと思います。高齢者側からはこれまでの知識と経験、子供側からは元気、この相互作用で大きな成果が生まれるのではないかでしょうか。そういう意味においても、交流の場として学校施設の利用が最適であると考えま

す。

学校は日ごろから子供たちがなれ親しんだ環境であって、その場で交流することで高齢者側も積極的な声かけもできると思います。少子・高齢化の波が進む弥富市だからこそ、効果のある交流が必要であります。一部の小学校には既に空き教室がふえている現実もあり、その有効活用や、学校現場と地域のつながり、教育環境の活性化といった問題もあることは皆さんも周知のとおりだと思います。そこで今回の提案とさせていただきますが、答弁をよろしくお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 高齢者との食事を通した交流についてでございますが、学校給食は、児童・生徒の成長を考え、栄養バランスのとれた食事、適切なエネルギー量を計算し、提供されています。高齢者への給食の提供については、そしやく力、嚥下機能に問題がない方であれば、小学生の給食を食べていただくことは可能だと考えます。

しかし、高齢者への給食の提供については、高齢者の方の中には、食物アレルギーがある方や持病をお持ちで食事に特別な制限を要する方などもいらっしゃると思います。そういう方の受け入れに関して、学校現場での交流においては少々心配があります。

現在市では、高齢者の方々を対象に、ふれあい昼食会や、ふれあいサロンを展開しております。今後、より多くの方に参加していただけるように、これら2つの事業についてより充実させていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 高齢者が全員健康であるという考え方で提案をしました。高齢者の給食の提供については、食物アレルギーとか持病をお持ちである方ということで、特別な制限を要するという難しい問題が浮かんでくるわけであります。現在、高齢者の方々を対象に、ふれあい昼食会や、ふれあいサロンを展開している事業があるわけであります。この事業を中心に、きょう私が提案したことも織り込んでいただいて、高齢者が活気あふれる年寄りになれるような施策に取り組んでいっていただくことを強く要望して、私の質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後2時5分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時57分 休憩

午後2時05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者であります三宮十五郎議員から配付資料の依頼がありましたので、これを認め、各位のお手元に資料を配付いたしましたので、よろしくお願いします。

次に三宮十五郎議員、お願いします。

○8番（三宮十五郎君） 皆さん、こんにちは。

日本共産党弥富市議団の8番 三宮十五郎でございます。

私は通告に基づきまして、大きく分けて2点の質問をさせていただきますが、まず最初に社会的弱者に寄り添う市政をというテーマにいたしまして、市の各福祉関連部署に社会福祉主事の資格を持つ職員の配置をされることと、もう一つは障害者手帳のための診断業務は、国・県が定めた判定基準に基づき、障がい者の利益を尊重されるということについてお尋ねし、そして3番に非婚の子供を持つひとり親に対して、寡婦（夫）、夫がいない人ですね、夫が亡くなった人、それから奥さんが亡くなった人も「夫」と書いて「寡夫」と読みますが、結婚していない人ですから、ひとり親なんですが、通常、御主人を亡くした奥さんだったり、それから奥さんを亡くした男の人が扶養家族を持っておる場合には、基本的に、一定の条件はありますが、さまざまな所得税の控除がありまして、それによります保育料を初めとした行政差別がありますが、これを解消していただくこと、この3つについて最初にお尋ねいたします。

少子・高齢化が急速に進む中で、ひとり暮らしの高齢障がい者だったり、あるいは家族がおりましても非常にさまざまなハンディがある人たちと一緒にいなければならないような中で、とてもその人たちだけでは生きていけないような事例がたくさんございます。

例え私が直接かかわってきた問題では、年金暮らしの高齢者、そして奥様は発達障がいがある方で障害年金をもらっている方、そして子供さんは発達障がいやパニック障がいがある、そういう3人でかなり長期にわたって暮らしておられましたが、ところが中心になっておりましたお父さんが亡くなって、結局、全てをお父さんがやってきたこともあります、お母さんは自分が食べるものはつくるけれども、それ以外は寝ているというような状態だったり、娘さんは、お父さんが亡くなったショックもありまして、所構わずというか、マンションに住んでいた関係もありますので、夜中でもどんどんドアをノックしていくとか、それから昼間は異様な顔をして時々びっくりするようなことを言うようなことがあって、以前から相談に乗っていた方でございますので、アパートのオーナーや管理人の方からもたびたび相談があって、とても私1人だけで対応できる問題ではありませんので、市に相談をしたところ、福祉課や社会福祉協議会の皆さんのが非常に御苦労されて、結局、お父さんが亡くなるとお金の管理もする人がいないとか、そういう子供さんですので、何が起こるかわからん。あるときなどは一昼夜外を徘徊して、マンションの一角でごろっとなって寝て脱水症状を起こして、このままで放置すれば大変なことになるというような事態もあって、皆さんと相談して救急車を呼んで保護していただいたこともありますが、それを結局、市の支援のチームが何人もついて、しばらくお世話を来ていただいて、そして成年後見人をつけて、最後は施

設のほうに入っていたらどうというような処置をしていただきましたが、一つ間違うと命にかかわったり、周りの人たちにも大変な御迷惑をかけるような事態も発生し、市の職員の皆さんのが大変な御苦労をしながらそういう業務についておられることに、私は本当に敬意を表するものであります、そういう状態のもとで、市民の皆さん暮らしを、憲法に定められた健康で文化的な最低生活の保障という立場から実際にサポートする仕事が市行政にかかわっております。

したがいまして今日、事は幼児から、子育てから、あるいはひとり暮らし高齢者、あるいは今言ったようなハンディを抱えたような人たちへの対応を民生部の福祉課と、それから介護高齢課と児童課を中心にしてやられておりますが、当然今は社会福祉協議会に派遣されている職員の皆さんたちも、あるいはヘルパーの皆さんもかかわっていろんな支援をしております。今まで考えられなかつたような多くのそういう高齢化に伴う、あるいは以前、私たちの子育ての時代に比べると、保育所で新入学の人たちの状態についていろいろ検討して、学校入学前の調査も教育委員会としてやられておると思いますが、そこで問題のあるというふうに考えられる子供の数が非常に大きくなっています。皆さんのプライバシーや基本的人権にもかかわる問題でもありますし、こういう大変な仕事を担う民生部各課、あるいはこういう仕事にかかわる部署に、私は専門的な教育を受けて資格を持っております社会福祉主事を必要なだけ採用して、そういう専門的な仕事、そしてその人たちの命と心を守る仕事ができるスタッフを配置していただきたいし、さらに国家資格であります社会福祉士などの資格も取って、一番底辺のところで、しかし決して少なくない人たちと正面から向き合う、こういう仕事にかかわっている人たちにふさわしい資格と能力を持った職員を採用するとか、あるいは必要な訓練をして、その他の部署の職員の皆さんとも協力しながら、弥富市に負わされている責務が達成できるように積極的に進めていただきたいと思いますが、現在の社会福祉主事の配置の状況や今後の市の見解について、まず最初にお尋ねいたします。

○議長（堀岡敏喜君）　村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君）　お答えします。

社会福祉事務所の設置は社会福祉法に規定されておりまして、福祉六法——生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法——に定める援護、育成または厚生の措置に関する事務をつかさどる第一線の社会福祉行政機関でございます。

当市の福祉事務所は民生部が所管し、民生部長、福祉課、介護高齢課、児童課で組織しております、社会福祉主事有資格者は、福祉課3名、児童課3名、介護高齢課1名の計7名、また福祉事務所以外で3名の社会福祉主事有資格者が現在おります。さらに今年度、福祉課から2名、社会福祉主事の資格取得を目指し、受講をさせていただきます。

我が国の福祉を取り巻く環境は、児童福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、生活保護、それにおいて大きな変化が見られ、専門的な対応を求められるようになってきております。今後も社会的弱者と言われる方が安心して生活できるよう、社会福祉士などの有資格者の配置も配慮していきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 以前に私がお尋ねしたときに比べると、びっくりするぐらい社会福祉主事の数はふえておりまますし、また資格を取るために職員が頑張ってくださっておるそうでございますので、ぜひそういう人たちがまた将来、市のそういうセクションの幹部になって立派な仕事ができるように、国家資格の社会福祉士の資格も取得するようなひとつ御尽力を求めて、次の質問に移ります。

今、皆さんのお手元にA4・1枚とA3で、実際にはA4の4ページ分、裏表で1枚になっておりますが、資料を配付させていただきました。

これは、ここにありますが、愛知県の身体障害者障害程度等級表（身体障害認定基準）で、平成29年度版で29年の9月に発行されたもので、これがその本なんですが、表紙の真ん中に奥付というんですか、中にはあります発行者だとか、それからいつ発行したとかということが書いてあるところがありますが、それをあわせてコピーしたものでございます。

特に私が具体的にお話をさせていただきたいし、市側に答弁をお願いしたいのは、弥富市の中で実は身体障害者手帳をとることが非常に実際には難しくなっている。この県の基準に定められた、当然これは国の基準に定められたものであります、このような形での判定や診断がなかなかされない事態が現実に起こっておりますので、まず最初に一、二紹介したいと思いますが、これは皆さんに配付しておりませんが、平成19年の3月ごろに、糖尿病で壊疽を起こして、片一方の足をすねの下10センチぐらいで切断して身体障害者手帳を、ある市内の医療機関で診察を受けてつくられた診断書であります。

これによりますと、平成20年1月21日に診断をして意見書が出されておりますが、後でちょっと御紹介しますが、身体障がい者の等級の基準からいいますと、診断書の中に、その説明は後ですが、もともとの実際に使われた診断です。歩行能力は補装具なしで正常に歩くことが可能かどうかというところには、ゼロメートルで歩行はできないと記載しております。そして、立っていることができるか、正常に可能という部分ではゼロ分間以上困難と、片足の起立もできないというふうにされておりますが、これが実は身体障害者手帳の4級という判定がされております。

私どもはこの方に身体障害者手帳を、当然かなりの重い障がいになるということを県や国の資料から見て知つておりましたので、主治医に、たまたま判定のできる先生だったということもありまして、お願いして診断書を書いてもらつてください。そしたら、書いていただ

けましたということだったもんですから、私たちもそのときに何級になっておるか聞けばよかったです。障害者手帳が出たということで見せていただいたのは、4月過ぎて4月の末くらいだったかな。それで見てびっくりで、本来なら2級か1級になるはずのものが4級にされております。

今、皆さんのお手元に配付させていただきました県の基準、国の基準も一緒にございますが、この一番裏側のところですね、76ページと77ページのコピーを見ていただきたいと思います。

これは今申し上げました足のことでございますんで、下肢不自由ということで、肢体不自由ということで、この3級の3のところに1下肢の機能を全廃したものということで、注1となっておりますが、注1は77ページの一番上段ですね。注1で、下肢の機能の障がい、全廃3級とは、下肢の運動性と支持性をほとんど失ったもので、具体的な例を挙げると、a、下肢全体の筋力の低下のため、患肢、悪い足で立つことができないものというふうに書いてありますし、その下は骨だったり、それから関節に人工関節を入れておるとかというようなことがあって骨や関節の事情で立てないのはbということで、いずれも片一方だけで3級、この場合はもう一方のいいほうの足でも立つことができないということになっておりますので、どんなに少なくとも3級2つで2級になる仕組みなんですが、それから両下肢の機能を全廃したというふうにとられれば1級になるんですが、その辺は判断が私たちではできない問題がありますが、いずれにしてもそういうことが行われた。

しかも、この4月からは、新たに65歳を過ぎて重度障がいになったときの県の手当が当時7,000円だったんですが、これがなくなったときなんですよね。私たちが気がついたのは、その大分後でしたので、当時笹医院おりました下村先生に、内科の先生でしたが、こういう手足などの障がいの診断書を書くことも県から委嘱された方でございますので、相談に行ったら、当然2級以上になりますということで診断書を書いていただいて。問題は、そのときに私たち県といろいろ相談もしてきたんですが、要するに古い先生だと、内科の先生でも肢体、手足なんかの障害者手帳の診断書を書ける、委嘱されているんです。そのときに下村先生がおっしゃられたのは、私は整形外科の、内科医だけど、資格は県からもらっているけど、私が書いていいものだろうかということで県に確認してくださいというお話があったもんですか、当時、弥富市でしたかね、県に確認をすると、もし出された診断書が不適切なものであれば、県がきちんと審査をしますから、絶対に委嘱された人が県の基準に基づいて書いていただいて、それが本来の医学的な見地に合致しているかどうか、基準に合っておるかどうかは県のほうで審査をしてやりますので大丈夫ですから、遠慮なく書いてもらってくださいというお話だったんです。ところが、最初に申し上げた4級という診断書もそのまま通ったし、同じ人に対して数カ月後に別の先生が書いた2級という診断書も、本人にも家族に

も一回の問い合わせもなしで、すんなりと通つておるんですよ。

全体として、弥富なんかでよく聞かれるのは、あそこの駐車場に車をとめてここまで歩いてこられるような人だったら身体障害者手帳を出せませんというのが、結構、弥富では前からよく言われておりますが、しかしそれにつきましても、今見ていただきましたところの4級というところの4というところを見ていただきたいんですが、1下肢の機能の著しい障がいということで注2となっておりますが、注2というのは77ページのほうで、全部申し上げませんが、例えばaは1キロ以上の歩行不能ということが4級の条件なんです。身障手帳で足の障がいにつきましては、6級以上の手帳があれば、自動車税や、自動車取得税や、重量税も免除になりますので、足の御不自由な人につきましては、そういう制度が利用できる。そして、足でブレーキを踏むことができない人は、手で使うブレーキでの車の改造もできるというような、こういう行政サービスがありますので、手帳が出るかどうか。その人たちが手帳が欲しかった最大の理由は、駐車場から歩いてくる、だって1キロなんて遠くに駐車場があるような病院はありませんから、数百メートル歩くのがとても苦痛だから、何とかそここの病院なり診療所の障がい者用の駐車場にとめさせてもらいたいということでお願いすると、大体そういうことでいつも出せませんと、こういうふうに言われてきた経緯があるんですね。

したがって、先日も私、県の障害福祉課にお邪魔をして、実際にこういう事例があつて困っておりますと。国の基準は、私は随分古いときから議員をやっているので、昔の20年前に出た国の中の厚生省の担当部局が監修した本なんですが、この基準が違つておるでしょうかといつて聞いたら、県の対応は基本的に違つておりますと。耳なんかで脳波検査が必要になったとか、そういうことはありますが、肢体なんかは基本的にこのとおりですということで、何でしたらということで県の29年版で一番最新版の百七十数ページの解説書をってきて、今、皆さんに見ていただいているわけですが。

ここは市にお願いしたいのは、県も、それから指定を受けている先生たちも、県の担当者の話だと、私たちのほうとしても委嘱した先生たちにきちんと周知をするということでいうと、県だけでできん問題もあるもんで、厚労省なんかの協力も得てきちんとしなきやいかん、そういう面で問題があるというふうには自覚をしておりますと言つたんですが、県としてこの基準に基づいた移植した先生たちが判定・判断をしていただくように強く要請していただきたいのと、今後、市民に障害者手帳なんかの問題で紹介するときに、全部を一遍にわかるようになんていうのはできませんので、具体的な事例も、ほとんど一般の人が見ても間違ひのないような基準があるものについては、そういう事例も示しながら、時々市として広報なりいろんなものを使って市民に周知する。

とりわけ高齢になると筋力が落ちて、片足立ちできないなんていう人は結構おりますよね。さつきもちょっとお話をあったんですが、ふれあい昼食会でも、実際にはそこまで、1キロ

もないのに歩いていくことができないというような人たちが結構おって、私の知り合いの私と同じ年代の、以前私は車に乗っておったもんで、そういう人を乗せていってやったけど、今は私、車もやめたもんで、なかなかそういう人たちが行きたくても行けんといって困っておられたんですが、もし手帳があれば、今は介護サービスを受ける申し出をして対象になれば、24枚出るとか、足りなければさらに半分追加するとかという仕組みもありますが、障害者手帳が出れば、そういうことも解消できますので、巡回バスやそういうもので対応するということがなかなかできない人たちがふえてきておる。だから、障害者手帳があれば、随分そういう人たちも救済される仕組みがありますから、国・県で決められた基準が、県でしっかりと守っていただくようにドクターたちに対して強く要請していただくことと、あわせて市としても皆さんに、こういう制度がありますからということで、わかりやすい方法で周知していただくということを強く要請したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君）　村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君）　身体障害者手帳は、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由など、身体障害者福祉法で定められていて、一定以上永続する障がいがある方が対象となり、障がいの程度によって1級から6級までの区分で交付がされております。7級の方は障害者手帳の交付の対象となりませんので、1級から6級までが交付の対象となっております。

平成30年4月1日現在で、市内では1,396名の方が身体障害者手帳を所持されております。身体障害者手帳を申請する際には、申請書とともに愛知県知事が指定した医師の診断書を添えて市のほうへ申請していただき、市は愛知県へ進達し、愛知県ではこれらを具体的に審査、判断をされて手帳が交付されます。また、手帳が交付されると、さまざまな障がい福祉サービスや各種手当、助成、割引などを受けることができます。

現在は、身体障害者手帳申請の流れや各種手当等については、市のホームページのほうに掲載をし、周知をしておりますが、議員のおっしゃられるように、市広報にも掲載をしてまいりたいと考えております。

また、身体障害者手帳の交付対象となる障がいの範囲は、厚生労働省の身体障害者障害程度等級表の解説に基づき、議員がお示しになられました、愛知県ではこれを具体的に判断するため、身体障害者障害程度等級表（身体障害者認定基準）及び身体障害認定要領に基づいて定められておりまして、指定医師はこれによって障がい認定を行っておりますので、判定の差は生じないとと思っておりますが、議員のおっしゃられるとおりなことがございましたら、いずれにいたしましても愛知県が指定した医師の診断であるとともに愛知県の審査会が認定する事案でございますので、このような御意見が、また御指摘があることを愛知県のほうにお伝えさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 大体、私がこの間お目にかかった多くの身体障害者手帳がとれる可能性があるのにとつていなかつた人たちに話を聞きますと、1つはそういう制度や仕組みがあるということを全く知らなかつたということで、例えば寝たきりの人でも、頭はしっかりとおるし、だからそういう面でいうと、いろんなことはああしてくれこうしてくれというか、日常生活に不自由はしていないから、そんな人が手帳をとれるのなんという質問を受ける方もあります。

もう一方で、今申し上げました事例のように、本来2級か1級に認定されて不思議でない人が、実際には診断で4級にされて、しかも県がそのままそれをまた認める。数カ月後に別の先生が診断書を書いていくと、またそれも本人に問い合わせもせず、役所にも問い合わせせずに通っていくというのは、そういう機能がどこかで非常に難になつておるような気がするんです。そういう事例に私自身が遭遇しました。

それから、もう一つは、ある医療機関、診療所というのか、病院というのかですが、ある医療機関では、うちの駐車場に車を置いて来るような人には身体障害者手帳の診断はできませんということを繰り返し言われていて、なかなか身体障害者手帳を取得することにハードルが高いというふうに理解されている方も少なくなかつたですよね、実際に直接お目にかかると。そんなことが少なからずあって、身体障害者手帳を取得することに対して、相当厳しいから並みの方法ではだめだとか、下手なことを言って再判定してもらうと身体障害者手帳を取り上げられるんではないかというような声も広がっておりますので、しかも前回も、ここで2回ほど私質問したんですが、介護認定を受けておる人の中で、900人を超える人たちが身体障害者手帳を持っていない状態があるということも市も理解されておるわけですが、ここでの問題というのは、結局、そういう身体障害者手帳をとれる条件や可能性について、実際に自分自身の体験で間違った理解が植えつけられてきたということも、知らなかつたという人もありますが、そういうふうに理解をしていて、たまたま、そうですね、何とかならんかといって私の主治医の先生に相談したら、そこから歩いてこられるならだめだよと言つたんですが、その人が希望しているような、少なくとも駐車場に車をとめられる程度ですと、4級に該当するような人がだめだと言われておるわけですから、そういうことを市民の間にかなり知られておりますので、ぜひこの解消のためにも御尽力をお願いしたいということを要望して、次の質問に移ります。

次は、非婚の子供を持つひとり親に対する寡婦（夫）控除のみなし適用を行つて、保育料の差別をまず解消することについてお尋ねいたします。

2013年の3月に日本共産党の山下参議院議員が国会で、非婚の子供に対する差別を改めることを求めて質問しております。非婚の子供に対する法律上の差別をなくする運動の中で、

2013年9月には最高裁が、結婚せずに生まれた子供に対する遺産相続差別を憲法違反とする決定を出しております。そして、2015年10月には、ようやく国の機関、国土交通省が、公営住宅の入所基準や家賃の算定で、非婚のひとり親に寡婦、それから結婚していない男の人が子供を養育している人については寡婦（夫）控除のみなし適用をするということで政令が改正されております。政令市と中核市、東京23区、県庁所在地の105市区の88%、92市区は、2017年度の保育料にみなし適用を行って引き下げております。

それ以前に弥富市に対する、一斉に全国で調査をやりましたから、調査もあったというふうに聞いておりますが、いよいよ本年9月から内閣府と厚労省の事業として、みなし控除によります保育料の引き下げが行われることになっております。可能なら本市では4月にさかのぼって実施をされること。さらに地方団体の要望は、所得税法そのものを改正して、こういう人たちにも寡婦（夫）控除が適用され、そのことによってさまざまな行政サービスが受けられるわけでありますので、税制との関係でひとり親家庭差別をなくすることであると思いますが、これを機会に市長会でもさらに強く要請していただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（堀岡敏喜君）　村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君）　本市の保育料につきましては、20年ぶりに改定をいたしまして市民の皆様に御負担をお願いいたしましたが、改正後の保育料は国の定める基準額のおおよそ5割の水準にあるとともに、愛知県内の自治体が定める平均保育料に対する割合においてもおおよそ8割の水準でございまして、安く保育料を設定し、全ての保護者の皆様の負担軽減に努めております。

議員から御指摘がございました保育料の負担を軽減する未婚のひとり親に対する寡婦（夫）控除のみなし適用の特例の実施につきましては、政令などの改正に合わせて適切な措置を講じてまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君）　服部市長。

○市長（服部彰文君）　三宮議員に御答弁申し上げます。

市長会に対して強く要請をしてくれということでございます。全国市長会におきましては、毎年度、少子化対策に関する提言の中で、ひとり親家庭への支援策といたしまして、婚姻歴のない非婚の母子・父子家庭に対しても寡婦（夫）控除を適用することを提言しているところでございます。したがいまして、新たな要請はいたしませんけれども、平成31年度の税制改正には、寡婦（夫）控除の運用、適用拡大をぜひ盛り込んでいただきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君）　三宮議員。

○8番（三宮十五郎君）　最高裁もそういうひとり親家庭、非婚の子供に対する相続に関する

差別は憲法違反だという判定もされ、国の機関としてもみなし適用していく、あるいは今、市長がおっしゃられたように、政令の改正によって、とりあえず保育料もまたそういう適用がされるということになっておりますが、今の時代、非婚の子供がみずから臨んで非婚の子供になったわけではありませんから、その子供たちが人としてほかの子供たちと同じように大切にされるということは非常に大切なことでございますので、ぜひそういう立場で市長会としても従来の立場をしっかりと守っていただくことを要請して、次の質問に移らせていただきます。

次は、中古車オークション会場から市民を守るためにということについてお伺いします。

さきの議会で同僚議員の質問もございまして、市長から日本毛織の本社に申し入れを行うと、そして回答もいただくということで、強く同意できないという立場が議会の中でも表明されましたし、私たちの住んでおります鯰浦4区の4月初めの、4つありますところの区長と区長補助員の皆さんと市長や議員などの最近毎年行っております懇談会の席上で、市長がこの問題について、日本毛織の本社が要請を受けてくれない場合には、私も先頭に立って皆さんの方をかりて皆さん的心配をなくするために頑張っていきたいという表明されて、満場の拍手をいただいたわけでございますが、問題は現在の道路渋滞、弥富の地形からいいまして、1号線以北の場合には、今問題になっております国道1号の尾張大橋東に出てくる県道、それから国道155号と一番東側の佐古木のほうに出てくる県道と3本ありますが、大型車両が実際に通行できるところはここしかないということもあります、どこかが渋滞すれば、それもまたそっちへ、他のほうへ波及するということが長年にわたって繰り返されてきたわけであります。

国道155ができても、なかなかこの解消ができないということの中で、もともと旧1号につきましては、そんな大型車両が通行できるような整備された道路でもありませんから、ここにさらに予定されているようなキャリアカーなんかが入ってくると、一層渋滞と危険が増しますし、これは市の北部地域、あるいは国道1号を利用する人たち全体への影響にもなりますので、この面からも地域住民が困るような計画については中止をしていただきたいということで、恐らくこれから説明会だとかいろんなことがされていくと思うんですが、そこに市民が参加してきちんと物が言えるように、私は弥富市としてこの問題について、まず道路渋滞の分野でどういうことが想定できるか、今の渋滞がどのような経路にまで拡大されるかということについて、ある程度基本的な方向について調査をして、市民の皆さんに明らかにしていくということが必要だと思いますが、このことについてどのようにお考えになっているか、御答弁いただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員の中古車オートオークション会場につきましての御答弁を申

し上げます。

3月議会でも他の議員からお話がございましたように、この計画について弥富市といたしましては、これは反対であるということをお話しさせていただいたところでございます。地域の住民の皆様の環境を守るために、あるいは交通混雑という形を解消していくかなきやならない大変混み合う道路に対して、こういった状況の、いわゆるキャリアカーが車を積んで走ってくるということにつきましては、大変危険もあるし、また我々としてはあるべき市街化の中において交通量をふやすというような状況の中においては大反対であるということをお話し申し上げ、私も大阪の本社のほうに上野常務をお訪ね申し上げ、地域の皆さんとの声を代弁するかのようにお話を申し上げてきました。

そして、常務のほうから返事があったわけでございますけれども、その返事の中におきましては、従来どおりこの計画を進めさせていただきたいという形でございました。それでは私も納得できませんもんですから、ぜひトップ会談をして、私が市民の皆様の声をお届けしたいという形の中で富田社長のほうに書簡を送らせていただいたところでございます。今週の週末までには、その返事を申し上げるという形で御返事はいただいておりますけれども、社長からきょう現在、今現在の状況の中においては、その返事が届いていないというような状況でございます。

しかし、このオートオークション会場の事業計画につきまして、6月4日の段階で私どものほうに届きました。この中において、この中古車オートオークション会場についての概略が示されておるわけでございます。どれくらいの車の量を取り扱うのか、あるいはキャリアカーの台数はどれくらいになるのか、その車の搬出入の経路につきまして、このような経路を通りたいというようなことが書かれておりますけれども、私ども府内で検討したわけでございますけれども、大変まだ甘い計画ではないかなあというふうにも思っております。また、議員等の御指摘のように、貯水池、いわゆる雨の問題というような状況の中においては、その排水路計画ということについて、まだまだ我々が多くの問題について質問をしていかなきやならないという形でございます。

この事業計画につきましては、今議会の終盤にございます全員協議会のほうで、議員各位に配付をさせていただき、そして一緒になってこの事業計画について検討していきたいと、説明していきたいと思っております。

そしてまた、この計画について地域のほうで説明をしていきたいという形で日程も示されておるところでございます。6月29日、そして30日、そして7月1日、金曜日、土曜日、日曜日、その日程の中で説明会をしていくということでございます。説明の対象地域は、荷之上、五之三、そして五明、海老江、そして小島、弥生台というような形の中で説明会を開催していくということでございます。当日におきましては、その自治会の区長さん並びに役員

の皆さん、そして私ども行政のほうも参加させていただきたいと思っております。そして、また議員各位も、お時間がございましたら、御出席いただくのも結構かなあと思っております。

我々としては、事前に自治会のほうにこの資料を提供申し上げて、事前に勉強する機会をつくっていかなきやならない。当日の本番の中でこういうような資料を渡されても、なかなか詳細について理解するところではないと思っております。ぜひそういう形の中で、6月29日が当日でございますけれども、少なくとも5日、1週間ほど前には、それぞれの自治会の役員の皆さんにおいて説明をさせていただきたい。私たちができる限りのこの現計画についての説明をさせていただきたい。そして、御質問等を出していただければというようにも考えておりますので、そんな日程を6月の後半の中で組んでいきたいというように思っております。

いずれにいたしましても、朝夕のラッシュ時である国道1号線からの道路については、原則ここは通らないというようなことをお願いしていかなきやならないというふうにも思っております。いずれにいたしましても、具体的な事業計画と、そして地元の説明会という形の中での日程が参りましたので、これを新たな段階という形の中で私たちは踏まえ、しっかりと受けとめ、また自分たちの意見を申し上げていきたいと思っておるところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 今、市長もおっしゃられましたが、渋滞の問題とあわせて排水の問題が非常に深刻ですよね。現在もおおよそ30ミリメートルの雨が3時間連続すると、既に宝川も含めたそこまでの水路だとかそういうのが満水になって、佐古木だったり鰐浦地区の一部だったりで道路が冠水するというのが常態になっておりますし、たまたまこの地域は、毎年日本中で行っています50ミリだと100ミリだとという雨が数時間だと、そんな状況にはまだなっていないわけですが、そういう状況になると、今までではまだ割合、うんと低いところの道路の冠水で済んだんですが、今、そういう集中豪雨というのは、想定外ということは言えない、異常気象の中でなっておりますので、そういう危機からも住民を守る。伊勢湾台風から、1メートル50から少ないところでも1メートル以上沈下しておるというここの特殊な事情を考えますと、今、市長もおっしゃられたんですが、その面でもこのことによる影響について市としても一定の見解を取りまとめて、皆さんにも知らせていくというんですか、どの程度の影響が考えられるか。

そして実際に、前回もこの場でも問題になっておりましたが、さらにオークション会場の周辺には、そこに納入する業者の車両置き場が近くにつくられるということ、あるいは遠くなつたって、遠くなれば今のところをまた通るわけでありますから一層問題になりますので、そういう実際の同規模ぐらいのオークション会場を視察して、弥富市としてもさらにどうい

う問題が起こるかということについて、なるべく早い時期に一定の調査の上での見解も出せるような御尽力をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御承知のように私たちのまち弥富市は、海拔ゼロメーター、マイナスというような状況の中で、大変厳しい環境にあるということは御承知のとおりでございます。時間当たりの雨量が、冠水であるとか、床下浸水であるとかいうことに対して大きく影響してくるわけでございますけれども、このオートオークション会場は15ヘクタールございます。面積が15ヘクタールあります。そういうような状況の中で、この土地利用計画の中において貯水池は9,000立米、いわゆる9,000トンの雨が、こういった形の中で地下型の貯水池をつくって、そこでいつときの水をためていくんだというような計画もありますけれども、これも非常に甘いんではないかなあと思っております。

私どもが、今こういうような状況の中で、アスファルト舗装された15ヘクタールにおいて雨水がどのような形で処理をされていくかということにつきまして、今、副市長のほうがいろいろと試算をさせていただいております。その概略について、副市長のほうから説明をしていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） まず、この15ヘクタールというのは、オートオークション会場の場所であります。それで、こここの水が全て保水能力がなくて、いわゆる北側の水路に入ると想定したときを自分で試算してみました。

その場合に、時間雨量20ミリの場合に大体0.8立米、毎秒流れていかないとバランスできないという試算をしました。これが30ミリになると1.25、50ミリになると2立米ちょいということで、現在北側にある水路の計画流量がどれだけあるかというものは、一度、土地改良区のほうとも相談して、一度調べたいと思っております。

それと、今言いましたのはオートオークション会場の部分だけの話であります。実際にはお店のあるイオンの水が一体どこに流れているかというのは、ひょっとしたら同じところに流れているとすると、とてもカバーできないというふうに判断しておりますので、一度これはこれから早急に土地改良区とも相談して、その計画水量はどうなっているか。

それと、先ほど話がありましたように、実際に50ミリとか30ミリという雨量がありますと、宝川の水位が上がってしまいます。そうすると排水能力がぐんと落ちますから、計画流量が確保できないということも考えられますので、こういった点からもきちんと説明会でも述べていくべきではないかなと思っています。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） この計画の中には、オートオークション会場の中で毎週毎週2,000台

という計画が出ておりますけれども、そういったような車両を取り扱っていくんだということでおざいますけれども、これは私どもに提案された数字であって、現実的にはもっと大きくなるのじやないかなあと思っております。その辺もしっかりと、当初、日本毛織から出された台数と変わってきてるわけでござります。当初、日本毛織から出された台数は2,500台でした。そして、この資料には2,000台という形の中で、私からすると少し過少的な数字ではないかなあと思っております。

一旦雨がそこに冠水という形の中でした場合においては、その雨量の状況においては車というものが流されていく、こういう状況も最悪考えていかなきやならない。そしたら、その車はどのような形でストップさせるんだという形の中で、この15ヘクタールの枠の中で、その車をとめる壁をつくっていかないと大変なことにもなりかねないというようなことで、さまざまな雨水に対する対策を講じていただきないと我々としては大変心配する、あるいは地域住民の皆さんに対しても大変な御迷惑をかけるというような状況になってまいります。しっかりとこの辺のところを6月29日、30日、7月1日、それぞれの会場の中においてしっかりと御説明していただきたいし、我々としては質問を重ねていきたいと思っております。

このオートオークション会場につきましては、民民の契約ではござりますけれども、私どもが日本毛織と今まで、過去の歴史の中でワイン・ワインの関係をずっと築いてまいりました。そういう状況の中で、この市街化区域ですよ、市街区域にこのような会場を設置されること自体が、私としては絶対反対であるということを強く申し上げて、この説明会に臨んでいきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 渋滞の問題でいうと、要するに1号線から北部地域を中心としたわけですが、今、議論になっている水の問題は、当然、上流の弥生学区、それから白鳥学区、桜学区、日の出学区、十四山全域というところが影響を受けるわけでありますから、湛水時間が長くなれば、当然農業被害や、そういうのも発生するということになりますので、弥富市の大半に影響を及ぼす問題としてしっかりと位置づけていただくことと、今の説明会まではかなり時間が迫っておりますが、市としてもきちんと、要するにいかんという理由をはっきりさせていくためにも、ぜひ類型のオークション会場の実態調査もしていただいて準備していただくことを強く要請して、私の質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後3時10分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時01分 休憩

午後3時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に平野広行議員、お願いします。

○10番（平野広行君） 10番 平野広行。通告に従って質問いたします。

今回、久しぶりの一般質問となりまして少し緊張しておりますが、新たな気持ちで質問いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

質問に入ります前に、以前私が行いました一般質問の中で取り上げていただいた市民向けのわかりやすい予算の説明書、現在は「やとみのよさん」のタイトルで弥富市のホームページに掲載されておりますが、これまで掲載されるまでに時間がかかり、もっと早くタイムリーに掲載できるよう検討をお願いしておりましたところ、30年度予算におきましては、いち早く3月末にホームページ上に掲載され、大変喜んでおります。渡邊総務部長には、当時の財政課長として、また財政課の皆様にはしっかりと取り組んでいただき、感謝を申し上げます。

今回の質問は、弥富市第2次総合計画及び都市計画マスタープランの中で、南部地区の土地利用と問題点、そして市民意識調査からの取り組みの2点について質問いたします。

まず、第1次弥富市総合計画の総括をしてみたいと思います。

第1次弥富市総合計画は、平成21年3月に服部市長のもと、本市の将来像を「みんなでつくるきらめく弥富 自然と都市が調和する元気交流空間」と定め、6つの政策目標の取り組みを推進してきました。昨年、第2次総合計画策定に向け、これまで弥富市が行ってきたさまざまな取り組みに対する評価や、これからまちづくりに求められる事業への市民意識調査が、無作為に選出された男女3,000人によって行われました。

その結果として、弥富市への住みやすさについては、住みやすいと回答した人の割合が最も高いのが桜小学校区で71.4%、最も低いのが栄南小学校区で32.1%となっておりますが、回答者の約半数は弥富市を住みやすいまちと評価しております。また、回答者全体の約7割程度が、弥富市への愛着があり、住み続けたいという回答になっております。これらのことから、第1次総合計画においては、おおむね良好に計画が進められたものと思います。

これらのことを踏まえ、質問に入ります。

まず、合併時の平成18年度と10年経過した28年度における弥富市の基礎データについて比べてみたいと思います。1点目が人口について、2点目が市税収入について、3点目が産業構造について、4点目が鍋田埠頭コンテナターミナルにおけるコンテナ取扱量について、以上4点についてどれぐらい違ってきたのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

最初に、人口についてでございます。

合併時の平成18年4月1日時点の人口は4万3,663人で、10年後の平成28年4月1日時点の人口は4万4,388人であり、比較いたしますと725人の増加でございます。

次に、市税収入についてお答えいたします。

平成18年度62億8,711万9,000円、平成28年度82億328万9,000円、伸び率にいたしまして130.5%、19億1,617万円の増額でございます。

次に、産業構造についてお答えいたします。

合併時のデータといたしまして、平成17年の国税調査をもとにした産業構造別就業人口は、第1次産業が1,367人で6.1%、第2次産業が6,749人で30.2%、第3次産業が1万4,237人で63.7%がありました。

10年後のデータといたしまして、平成27年の国勢調査をもとにした産業構造別就業人口は、第1次産業が886人で4.2%、第2次産業が6,247人で29.6%、第3次産業が1万3,942人で66.2%であり、第1次産業と第2次産業の割合が減少し、第3次産業の割合が増加しております。

次に、鍋田埠頭コンテナターミナルにおけるコンテナ取扱量についてお答えいたします。

鍋田埠頭コンテナターミナルのコンテナを取り扱う名古屋ユナイテッドコンテナターミナル株式会社に確認いたしましたところ、20フィートコンテナ換算単位T E Uの数値では、平成18年度は84万2,579T E Uで、平成28年度は110万5,396T E Uであり、比較いたしますと26万2,817T E U増加しており、取扱量は大幅に伸びております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 10年たって、人口についてはほとんど変化がないということで、産業構造も第1次・第2次産業が少し低下したが、第3次産業が増加している、少し増加しているという結果になっております。しかし、鍋田埠頭におけるコンテナ貨物取扱量におきましては、28年度において110万T E Uで、18年度に比べると26万2,000T E U、増加率にしまして30%増加しているということになっております。これは、平成24年度から第3バースの供用開始によったものと思われます。

また、市税につきましても62億8,700万円から82億7,200万円と約20億円、率にしますと30%ほど伸びております。また、この10年で大きく違ってきたのが、市税収入と鍋田埠頭のコンテナ貨物取扱量でありますとともに約30%増と大きく伸びております。

市税収入の増額は、企業誘致が進み、西部臨海工業地域からの固定資産税の伸びが大きく寄与しているものと思いますが、それでは国有資産市町村交付金も含めた金額で固定資産税がどれくらい伸びたのか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

固定資産税についてでございますが、平成18年度33億9,073万2,000円、平成28年度48億7,056万7,000円、伸び率にいたしまして143.6%、14億7,983万5,000円の増額でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 約15億円、率にしますと43.6%の増加となっておりまして、非常に高い伸びとなっていることがわかります。

西部臨海工業地域には、まだ少し未利用地が残っておりますが、今6月定例会におきましても、貯木場跡地を初めとする公有水面埋め立てについての議案が上程されております。これらの場所に企業誘致を進め、さらなる財源確保を目指すことは言うまでもありませんが、第2次総合計画策定において第1次総合計画策定時と確実に違う点が1つあります。それは、平成34年に名古屋競馬場が駒野地区に移転し、名古屋競馬が開催されることであります。駒野地区及びその周辺へクタールが工業系の市街化区域となります。市長は、これをチャンスと捉え、南部地区発展の起爆剤としたいと発言をされており、私を初め南部地区の住民の皆さんには大変期待いたしております。

今回は、この地域の土地利用の考えを質問していくわけですが、その前に、まず現在検討中の名古屋競馬場内の利用施設について質問する通告をしておりましたが、午前中の朝日議員の質問において同じ内容の部分もありますので、重複しないように質問を進めていきますが、1つだけ申し上げたいのは、弥富市における新しい競馬場は、今までのようにただ競馬をするだけの場所ではだめだと思います。議会初日の競馬場の概要説明、午前中の答弁にもありますように、さまざまなイベントの開催に対応でき、また中・高齢者、女性、家族連れの方が気軽に訪れたくなるような多目的広場を備えた競馬場でなくてはならないと思います。議会初日の全員協議会の場で新しい名古屋競馬場の説明を受け、私が思い描いていた競馬場の内容とほぼ一致しましたので安心しているところであります。

本市におきましては、今年度から、やとみスイートハートプロジェクトが発足し、本市のPR活動を推進する取り組みが始まりました。ぜひ成功させたいプロジェクト事業であります。そのためには、私は本市も愛知県競馬組合に加入すべきと考えます。

名古屋競馬場は平成34年4月から弥富で開催されることになりますが、現在、名古屋競馬場の管理は愛知県競馬組合が行っております。愛知県、名古屋市、豊明市の3つの自治体で構成されております。ファンエリアにおけるさまざまなイベントの立案、行事等に本市がかかわっていくためには、愛知県競馬組合に加入すべきと私は考えますが、加入に際しては加入金等さまざまな条件があると思いますし、また財政面で考えますと、黒字の場合は配当金もいただけますが、赤字の場合は補填をしなければなりません。メリット・デメリットがあると思いますので、そろそろこれらの検討を始めなくてはと思いますが、現在検討されているのか、また加入についての考え方を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 平野議員に御答弁申し上げます。

私のほうからは、県の競馬組合への加入についてという形の中での答弁とさせていただきます。

現在、愛知県の競馬組合には、もちろん愛知県、そして名古屋市及び豊明市というような形で組織をされているところでございます。まず、組合への加入につきましては、前提といたしまして、現在の構成団体であります愛知県、そして名古屋市及び豊明市と協議を重ねてまいらなければなりません。さらに、最終的には、各団体の議会におきまして規約改正の議決が必要となってくるわけでございます。弥富市におきましても、この規約の議決が必要になってまいりますので、その節はよろしくお願ひを申し上げたいと思っております。

また、平野議員もお話がございましたように、そうした中、仮に組合へ加入させていただくという場合におきましては、最初に一定の負担金が必要となる可能性がございます。この一定の負担金というのが、まだ完全な額が私どもとしては協議をされておりませんけれども、相当な額になるということだけは申し上げておきたいと思います。そうした形の中で、これをどうしていかなきやならないかというようなことが大きくあるわけでございます。

また、利益金におきまして、利益が生じた場合におきましては、各構成団体の定められた割合に応じて配分されるというふうになっております。現在の利益金の配分の割合は、利益が出た場合、愛知県が28分の17、約60%が愛知県の取り分になります。そして、名古屋市が28分の7という形の中で25%、そして豊明市が28分の4ということで約15%というような状況になるわけでございます。私ども弥富市がこの組合の中に加入した場合においては、その配分の比率が若干変わってくるかなというふうには思うところでございます。したがいまして、県の競馬組合への加入につきましては、今後も引き続き、さまざまな要素を十分研究していくかなければならないと思っております。

今、名古屋競馬場は、V字回復という形の中で黒字化が平成29年度、達成ができました。そして、この利益計画につきましては、向こう10年、15年については黒字を予想されております。しかし、平成34年までの黒字につきましては、これは設備の負担金という形の中で戻りません。平成34年までは戻りません。それは設備投資という形で内部留保されるという形でございます。

いずれにいたしましても、組合への加入をすることによるメリット・デメリットというようなこともあるうかと思いますので、私たちとしてはまずはしっかりと研究し、そしてまた議会の皆様方にもお示しをさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 現在の愛知県競馬組合の予算規模、昨年度約250億円ですね、今年度は約300億円ということで、本市の30年度予算総額275億円を大きく上回る大きな事業規模の組合であります。平成24年度までは赤字経営でしたが、インターネット販売の増加、あるいはJRA地方競馬馬券の販売によって売り上げが増加し、25年度からは黒字経営となつております。29年度においては多額の累積赤字も解消し、先ほど市長も答弁されましたが、今後20年間は黒字が続くと予想されております。

しかし、競馬場への交通アクセス、それから交通量、道路状況、それから駒野の住民の方の日常生活への影響等、さまざまな問題も予想されてきます。競馬組合に加入することにより、組合議会において発言し、さまざまな問題への対処もできますので、ぜひ加入することに前向きな検討をされるよう要望し、次の質問に入ります。

次は、駒野地区において競馬場として利用しない土地17ヘクタールについては、工業系の市街化区域に用途変更され、土地利用できる業種がふえたわけですが、土地利用に関しては弥富市で決めるわけにはいきません。県と一緒に弥富市にとって一番有効な土地利用を考えるべきでありますが、市長は隣接する地域も含め、この地区の土地利用をどのように県に要望し、協議を進めていくつもりか、現状報告も含め伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 御答弁申し上げます。

本年4月3日に市街化区域に編入されました本地区は、昨年9月に一部改定されました弥富市都市計画マスタープランにおきまして、物流・交流拠点の湾岸弥富インターチェンジの隣接地であることから産業核と位置づけられております。本市といたしましては、雇用や税収が見込める航空宇宙産業関連や、将来性が見込めるロボット産業などの製造業や、物流拠点の形態を持った倉庫業が望ましいと組合のほうには伝えております。しかし、売却をされます競馬組合といたしましては、約17ヘクタールという大きな物件のため、業種用途の間口を絞ることは売却計画にも影響が想定されることから、慎重に対応しております。今月には募集要領を公表し、今年度中には売却をされたいというふうに聞いております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 本市としては雇用、あるいは税収が見込める航空宇宙産業関連、あるいは将来性が見込めるロボット産業などの製造業や物流拠点の形態を持った倉庫業を要望されたということでございますが、17ヘクタールという大きな物件ですから、業種の間口を狭めるということは、売却計画をスムーズに進めるという県の方向からして、県のほうとしては業種の間口を狭めることなく売却を進めていくべきだというような考え方ということでございますが、いずれにしましても弥富市にとって少しでも多くのメリットが望めるよう、し

っかりと協議していただくことをお願いしておきます。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御質問の途中かもしれませんけれども、私どもはこの4月3日、名古屋競馬場の用地で駒野の用地である76ヘクタールプラス……、全部で84ヘクタールほどを市街化のほうへ編入していただいたわけでございますけれども、未利用地の17ヘクタールにつきましての愛知県知事、県の考え方は、できる限り1社でやりたいというのが私と知事がお話をさせていただいたときの知事の考えのようございました。17ヘクタールというのが非常に広大な土地でありますけれども、日本の企業、外資系の企業、さまざまな形の企業というのあるわけでございます。そういう形の有効利用というのは、さまざまな形で県のほうもお考えになるんではないかなあと思っております。

私も17ヘクタール、私の個人的な意見ですけれども、一括して使用していただいた場合において、中の道路網であるとか、輪郭の道路網であるとか、あるいは排水路の計画であるとか、さまざまな計画がしやすいというようなことも考えられるんではないかなあと思っております。県の考え方につづっていかなきやならないわけですけれども、ことしじゅうに決定していくということでございますので、注視していきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） それではもう一点、防災の観点から、この駒野地区及び上野地区的排水について伺います。

昨年、台風21号の際、弥富市全域で冠水被害が生じました。これは、本市全域が海拔ゼロメートル地帯であり、排水は排水機による強制排水となっておりますが、この駒野・上野地区だけは海拔約2.7メートルから5メートルの高さにあって自然排水となっております。自然排水の場合、海平面の高さとの関係で、台風、ゲリラ豪雨時、あるいは豪雨時に排水できないときがあり、八穂地区への越水が起き、鍋田南部排水機の排水能力不足を招くことになります。

今回、その対策について考えを伺いますが、その前に、名古屋競馬場となる駒野地区及びIKEA、弥富野鳥園、日光川下流浄化センターがある上野地区の自然排水はどのようにして伊勢湾に排水されるのか、その仕組みについてまず伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 駒野地区、上野地区の排水につきましてですが、弥富トレーニングセンターと県道西尾張中央道の間に南北に流れております市が管理しております開水路がございますが、その開水路を通って流れております。伊勢湾岸自動車より南につきましては、IKEAと鍋田埠頭進入道路との間の、そちらも開水路がございますが開水路、またさらに野鳥園及び浄化センターの東側のほうの水路を介しまして、農林海岸堤部に設置されており

ます水門から伊勢湾のほうへ排水をされております。

この水門部には、海側と陸側の水位差により開閉をしますマイターゲートが設置され、潮位により水位を調整しておるのが現状でございます。さらに、その外側に船だまりがございますが、そちらの船だまりの海側にある鍋田4号樋門では、高潮警報時に操作される水門のほうがございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） マイターゲートなるものによって、干潮時にはゲートが開いて排水し、満潮時にはゲートは閉じ、海面との水位の差によって自動的にゲートの開閉が行われ、この地区の排水調整が行われているということがわかりました。

今後、この地区には、倉庫、工場等の建設が予定され、保水能力を低下させる要因がふえ、八穂地区への越水が危惧されるわけですが、今後の対策について伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 売却予定地の約17ヘクタールにつきましては、事業計画が現在のところ未定でございますが、都市的な利用がされることによりまして、これまで全体が樹林地や芝生地であったものが、大部分が建物の屋根や、アスファルトや、コンクリートで覆われることが想定されます。これによりまして雨水が浸透等することなく流出するため、放流水路への流出量も大きくなるというふうに想定しております。

したがいまして、本年4月3日で弥富市告示されました都市計画駒野地区計画におきまして、地区施設の整備方針の中で、必要な場合には愛知県開発許可基準に基づいた容量を確保しました雨水調整池を事業者により整備することとしております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） それでは、もしも想定雨量を超えるような豪雨による水害が発生した場合にはどのような対応を考えてみえるのか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 現時点の対応といたしましては、想定雨量を超えるような豪雨による水害が発生した場合には、排水先水路の最南端部で伊勢湾へ放流する農林海岸堤部に、弥富市建設業協力会の協力を得まして、市が所有しておりますポンプを設置し、排水するという計画をしております。

それでも排水が追いつかない場合につきましては、国土交通省が被災した地方公共団体を支援します組織、緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）というものがございますが、そちらのほうに派遣要請をし、ポンプ車等により応急対策を実施したいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 先週、日曜日ですか、6月3日に行われました海部地方防災訓練に

おきましても排水ポンプ車による訓練が行われ、私もしっかりと見学をしてきました。このような訓練が生かされ、内水の排水が水害時に迅速かつ的確に行われるようお願いしておきます。

本市の場合、市が所有するポンプによる排水、さらには緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）によりポンプ車等による応急対策を行う2段構えの排水対策を実施するとの回答をいただき一安心しておりますが、温暖化により降水量も想定を超えたものになってきておりますので、県ともしっかりと排水対策について御協議いただき、今後もより万全な排水機能体制の確立を目指していただくことをお願いし、次の質問に入ります。

次は、駒野地区に隣接する末広地区について質問します。

駒野地区に隣接する末広地区は、第1次都市計画マスタープランでは、ものづくり産業地に位置づけられ、周辺環境に配慮しながら既存工業地の生産機能強化や、名古屋港背後地としての特性を生かしたものづくり産業の集積化を図り、またロジスティックハブ形成の観点から流通と産業地との一体的な利用も検討するとしております。

しかし、現状を見てみると、末広地区は流通業の進出が目立っており、私としては、この地域はものづくり産業地としての工場建設よりもロジスティックハブ形成を目指す流通業主体の土地利用を目指すべきと考えますが、市長の考えを伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

末広地区を今後どのようにしていくかというような形の御質問でございますけれども、今現在の平成30年度、今年度までの第1次都市計画マスタープランにおきましては、この地域はものづくり産業地域として、名古屋港の背後地の特性を生かした場所にしていくという形で産業の集積を考えておるところでございます。

現在市では、平成31年度から向こう10年間の第2次都市計画マスタープランを現在策定中でございます。今、取りまとめておるわけでございますけれども、その中で流通業やものづくり産業地等を立地誘導するエリアを想定していきたいと思っております。

本年度は全体構想で掲げた本市将来像を北部・中部・南部の3つの地域に区分し、地域別構想を策定しておりますけれども、末広地区は南部地域ということでございます。地域の課題を十分整理し、地域の将来像やまちづくりの目標と主要施策を検討していきたいと思っております。

平野議員のロジスティックハブ、いわゆる物流主体の産業集積ということと工場建設というようなものにつきましては、私ども弥富市がある意味では考えなきやならないのが税収の問題だろうと思っております。どちらがどういう形の中での税収が多くなってくるということも十分視野に入れて、土地利用をしていかなきやならないというふうにも考えておるとこ

ろでございます。そんな意味を持ちまして、第2次の都市計画マスターplanに十分生かしていきたいと思っております。一つのお考え方としてお聞きしておきます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 基本的には、第1次総合計画による土地利用を継承することだと理解しておきます。

末広地区は、鍋田埠頭の背後地に位置しております。御承知のように、鍋田埠頭は名古屋港の一角を占め、中国、韓国を始めとする東南アジアを中心とするコンテナ貨物の取り扱いを行っておりますが、名古屋港の整備計画では、今後、鍋田埠頭への第4・第5バースの建設が予定をされております。港を中心とした事業で名古屋市との連携を深め、この地区をロジスティックハブとしての位置づけをしっかりととして、安定した財源確保を目指すべきことを申し上げ、次の質問に入ります。

次は、この地域の問題点について質問いたします。

最近、弥富市内、特に南部地区におきましては、農地転用が進んで流通業がふえていく一方で、地域住民への環境悪化が進んでいるのも事実であります。販売を目的とするナンバープレートのついていない、いわゆるディーラー車の置き場として使用されている中古車両置き場が年々増加しております。これらの車が車両置き場内にあれば問題はありませんが、市道上への中古車の迷惑駐車、ディーラー車両の危険運転による交通事故への対応等、地域においてはトラブルが発生しているのも事実であります。

私は、この南部地域の位置づけとして開発は大いに進めるべきと考えておりますが、その一方で生活環境の安定も確保しなければなりません。

まず、このような現状をどのように認識してみえるのか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 議員御指摘の南部地区の状況でございますが、多数のナンバーなしの放置車両及び道路上でのキャリアカーによります積みおろし作業が行われている状況となっております。

このような状況におきまして、本年4月6日に蟹江警察署海部南部交番によりまして一部の中古自動車置き場の会社に厳重注意を行っていただきました。また、4月10日には蟹江警察署交通課より、再度厳重注意のほうを行っていただいております。その際には、1カ月をめどに改善するとの回答を得ておりました。しかしながら、一向に改善が見られなかつたため、本年5月10日に再度、蟹江警察署交通課によりまして厳重注意を行っていただきました後、5月25日に蟹江警察署本署にてさらに厳重注意を行っていただきました現在におきましては、改善が見られておるというふうに認識しております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） こういった現状については、蟹江署と連携して現場確認を行って、十分認識をしてみえるということですね。

次に、特に中古車置き場としての転用許可申請が多い栄南学区についてですが、ここ数年においてどれくらいの農地転用があったのか。そのうち中古車、ディーラー車両の置き場として利用している面積はどれくらいか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 直近の5年間の数値でお答えをさせていただきます。

栄南学区での農地転用の全体の面積は29.2ヘクタールでございます。そのうち、中古自動車置き場として転用利用されております面積は7.3ヘクタールとなっております。割合としては、約25%となっております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 平成25年から29年度までの直近5年間では転用面積が29ヘクタール、そのうち中古車両置き場としての転用面積が7ヘクタールということで、約25%ですか、4分の1を占めるということで、これは大変な数字だなあと思います。

私は、この地区の開発に対しては大いに賛成でありまして、名古屋港の背後地としての流通業関連の開発は進めるべきと思っておりますが、転用した敷地内で車の積みおろしを行うのであれば何も問題はありませんが、公道に出て積載車を停車して車の積みおろしを行い、周囲に迷惑をかけている迷惑行為が大いに問題であります。

そこで伺いますが、農地転用許可申請の際、土地使用開始後、周囲への迷惑行為を行わない旨の誓約書、あるいはその他必要な対策を講じているのか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 農地転用許可申請の際でございますが、事業計画敷地内で積みおろし作業を行う計画になっているかどうかを確認しております。また、農地転用許可申請に至るまでに、地元自治会や関係者の方への事業計画の説明会を事業者により開催してもらうとともに、迷惑行為を行わないことや苦情等が発生したときの対応を行う旨の誓約書の提出をしていただいております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 農政課としては、転用許可申請の際、対策は講じているとの答弁でありますが、転用許可された土地内部であれば、農政課の指導ができるわけですが、その土地の外部にある市道への迷惑行為については、農政課としては指導ができないということだと思います。

それでは、市道上での迷惑駐車の取り締まりはどのようにすればいいのかということになりますが、他の自治体におきましては、市道上への迷惑駐車を防止するための対策として自

治体独自の迷惑駐車防止条例を設置しておりますが、本市としての対応を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 議員御質問の条例の制定についてでございますが、本市におきましても弥富市違法駐車等の防止に関する条例が現在制定されております。この条例では重点地域を指定することとなります。現場に置いてある車両は廃車をしてナンバーがないものが大半でございます。この条例で規定する車両に該当しないため、違法駐車とはならないということとなってしまっております。

他市の類似する条例のほうを見ますと、重点地域を指定しております場所が、主に商業施設付近一帯ですとか繁華街となっております。そのような地域に駐車することにより、緊急車両等の通行の妨げになる場所を指定しております。そのような重点地域では全ての駐車を禁止するものであり、南部地区を重点地域に指定いたしますと、農村部でもあり、農業に携わる車両においても規制の対象になるというような弊害も出てまいりますので、その辺の考慮をさせていただきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 今の答弁にもありますように、本市にも弥富市違法駐車等の防止に関する条例が制定されているわけですが、市道上に置いてある販売を目的としたナンバープレートのない中古車は車両に該当しないということで、市の条例上、違法駐車にはならないということですが、車両としてみなされないのなら、道路交通法上車両としての取り締まりができないということになります。

しかし、道路交通法第76条3項に禁止行為として、何人も、交通の妨害となるような方法で物件をみだりに道路に置いてはならないとありますし、道路法第43条では管理者の許可要件がありますので、中古車を物件とみなして、これが適用できないのか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 議員の御質問にございます道路上の物件に関しましては、道路交通法第76条3項の規定により、取り締まりは可能であると蟹江警察署の見解のほうを聞いております。

この違法駐車により、市民の日常生活及び緊急車両等の通行、その他道路交通に支障が生じている場合には、蟹江警察署に要請を行いたいと考えております。

また、市といたしましても、南部地区の状況を鑑みますと違法駐車の対策も必要と考えますので、地域の住民の皆様方や蟹江警察署と協力をいたしまして違法駐車対策を検討し、行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 昨年、私は愛知県市長会から、ASEAN3国、マレーシア、インド

ネシア、シンガポールを訪れさせていただきまして、また個人的に弥富市民と一緒にミャンマーのほうにも出かけたところでございますけれども、ASEAN10カ国の車の、統計的な資料はあるんでしょうけど、大ざっぱに言いますと、日本車が全体の9割、そのうちの8割が中古車というような状態で、日本車のすばらしさというのがASEAN各国で響き渡っているというように言っても過言ではないかなあと思っております。また、ソビエトのほうのロシア地区におきましてもそのようなことが言える、日本車に対する需要がますます高まつてきているというようなことでございます。

そうした形の中で、今、飛島にカーオークション会場がある、新たに日本毛織の跡地にカーオークション会場が事業計画として上がってきていると。こういうような状況の中においては、先ほど栄南学区において転用面積の29ヘクタールのうち25%の7ヘクタールが中古車の置き場になる。これはますますふえていくと思いますね。これは本当にゆゆしき課題だなあと思っております。

1つは、例えば栄南学区におきましては、中古車会場の1戸当たりの面積がそんなに大きくないわけですよ。そうすると、恐らく1人の地主さんとの交渉の中で、そういう形のものがしていくのかなあと。きょうは鍋田地区の皆さんが傍聴にたくさんお見えになりますけれども、甲種の農地においてはなかなかそれは転用できないという形の中で、鍋田干拓の地内にはそういうことができないわけですけれども、それ以外のところではそういうことが可能になってくるということで、ますますそういったことが、中古車の駐車場ということがふえてまいりますので、その規制だと、あるいはその取り締まりについては蟹江警察とも連携しながらやっているわけですけれども、一部イタチごっこというか、そういうような状況もあるかと聞いております。

そうした形の中で、我々としても我慢強くそういうことに対して、蟹江警察、あるいは私ども独自で巡回をしながら違法駐車等々については取り締まりをしていくと思っております。また、農業委員会における農地転用という形につきましても、これは私も再三お願いをしているわけでございますけれども、用地内で仕事をしていただくということも非常に大事だらうと思っております。

いずれにいたしましても、南部地区の一つの大きな課題という形の中で、また市としてもしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） いずれにしましても、大事なのは地域の自治会でしっかりと協議し、問題点を共通認識することだと思います。その上で、行政、警察と3者が協力して問題解決に向け取り組むことだと思いますので、行政の指導のほどをよろしくお願ひ申し上げます。

現在は南部地区においての事例が多いわけですが、先ほどの三宮議員の質問にもありまし

たが、今後は弥富市内全域での問題になることも予想されてまいります。現在の市の条例においては対処できないというのであれば、このような問題に対処できる条例改正の検討等を行い、地域の安心・安全を守る取り組みを求めておきます。

また、これら車検切れの中古車ですね、本来は市道を走行することはできませんが、赤枠のナンバープレート、いわゆるディーラーナンバーをつけることによって市道を走行することができます。私もよく目にしておりますが、時間に追われているのか乱暴な運転が目立ちます。交通事故等を起こした場合の対応がしっかりできるのか、近隣住民の方も大変心配されておりますので、交通取り締まりにも警察との連携をしっかりととしていただき、地域の安心・安全に努めていただくことを要望し、次の質問に入ります。

次は、2点目の質問であります。市民意識調査からの取り組みについて伺います。

先ほども述べましたが、第2次弥富市総合計画策定に向け、29年度に行った市民意識調査では、各施策の中で満足度が高かった項目では、乳幼児等医療費助成などの福祉医療サービスの充実、各種検診など保健サービスの充実が上げられております。一方で満足度が低かった項目では、第1番目にコミュニティバス交通網の整備で、8小学校区全てにおいて満足度の低い順で第3位までに上げられております。また、2番目に上げられたのは観光の振興、駅や市役所周辺の整備であります。

また今後、市が取り組んでいく施策において重要度の評価が最も高い項目は災害の対策の充実でありますが、ただ1校、栄南小学校区だけは鉄道を含む公共交通機関の充実を上げております。第2位に道路交通網の整備を上げているのが大藤小学校区であります。南部地域の2つの小学校区のみが、この公共交通及び道路交通網の整備を上げております。今回は満足度の低いコミュニティバス交通網の整備及び観光の振興についての2点について質問をいたします。

まず、コミュニティバス交通網の整備について伺います。

現在、弥富市民の足としてコミュニティバスの運行が行われておりますが、利用者数もなく、費用対効果が得られていないのが現状であります。現在は平成28年3月に策定しました弥富市地域公共交通網形成計画に基づき、32年度までの運行改善計画を行うことになっております。3月議会におきまして私は議案質疑の中で、コミュニティバス運行事業の予算の内訳について質問しましたが、その中で調査研究費の項目では特別に予算は組んでいないと答弁されておりますが、私は調査研究費の予算を計上し、コミュニティバスを利用している人、利用していない人も含め、全市民のアンケート調査を行い、また他の市町村の実証運行や新たな取り組みについて情報収集を行い、弥富市独自の新しい市内交通システムの確立を目指さなくてはならないと考えております。

市長も3月議会におきまして高橋議員の質問に対して、100市あれば100通りの交通システ

ムがあると発言をされております。市民意識調査においては、行財政改革の中で特に進めるべきことはコミュニティバスのあり方が1番に上げられておりますが、これはバスを利用しないなら予算を減らせという市民の声だと思いますが、私は現在の倍の予算がかかっても、市民の皆様に満足していただける新交通システムが確立されれば、それは生きた予算となって納得していただけると思います。市の考えを伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

コミュニティバスにおきましては、平成22年の実証運行より、市民生活と地域を支える持続可能な地域公共交通の確保・維持を目指し、運行を行ってまいりました。その間、弥富市地域公共交通活性化協議会におきまして全ルートを海南病院に乗り入れするなど、各種調査にて把握した市民ニーズや利用者特性を考慮した利用者に寄り添った運行改善を行い、利用者も年々増加し、乗車されている方のモニタリング調査の満足度の評価も年々高くなってきております。しかしながら、議員の御指摘の第2次弥富市総合計画策定に向けたアンケートのコミュニティバスの整備に対する満足度においては評価が低くなっています。

そこで、平成28年度に策定いたしました弥富市地域公共交通網形成計画が平成32年度末に見直しとなりますので、今後の運行改善について、今月末でございますが、開催されます弥富市地域公共交通活性化協議会におきまして、公共交通網全体の抜本的な再編を検討している予定でございます。

また、現在策定中の第2次弥富市総合計画や都市計画マスタープランとの関連性を考慮し、今後の運行に対する見直しをどのように行うかなどのスケジュールを立てまして、市民の皆様が使いやすく、そして満足度が向上しますよう取り組んでまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） コミュニティバスについては市民の皆様から、費用対効果がないから予算を減らせという声をよく耳にしますし、また今回の市民意識調査における今後の行財政改革の取り組みの1番に上げられておりますが、弥富市は御承知のように南北に15キロと非常に長い地形であります。市役所、弥富駅から遠い地域においては、高齢化も進み、交通網の整備は不可欠であります。コミュニティバスだけでなく、デマンドタクシー、デマンドバス等、ドア・ツー・ドアの交通システムを初め、さまざまな交通システムが全国各自治体において採用をされております。本市も、本市の地域性に沿った弥富市独自の新たな交通システムの確立は絶対必要であると思いますので、第2次弥富市総合計画の中においてしっかりした方向性を打ち出していただくことをお願いし、次の質問に入ります。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） コミュニティバスでございますけれども、平成32年で丸々10年間にな

るわけでございます。そういう形の中で、交通網形成計画という形の中で大胆に直す必要があるという形を考えております。こうした形の中で、高齢化社会がますます進展していくということは将来が見えているわけでございますので、こういった方たちの足として利用していただかなきやならない、利便性を考えていかなきやならないと思っておりますので、この32年の大幅な見直しについて、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） それでは、次に観光の振興について伺うということで質問通告をしておりましたが、この観光の今後の取り組みにつきましては、午前中、朝日議員の答弁の中で回答をいただいておりますので、これは取り下げをさせていただきます。

ただし、私の少し意見だけをお話しさせていただきますが、本市の観光レクリエーション資源としては、津島市、稻沢市等の近隣自治体に比べ、大勢の人を呼び込むには規模・魅力とも十分な資源とは言えません。しかし、午前中の質問の中で朝日議員も述べていますが、名古屋競馬場が本市で開催されることにより、本市の観光資源を大きく伸ばすことができます。本市の観光事業の多くは、桜、芝桜、藤の花が主体である三花まつりを初め、ほとんどが北部、中部地区で開催をされております。今後は、ぜひ南部地区の駒野の競馬場を主体とした観光事業を進めていただきたいと思います。

最後にまとめておきますが、現在、本市は次の10年に向けて弥富市が目指すまちの将来像として～地域でつくる「人・自然・文化」の調和 輝く未来へ繋ぐまち・弥富～を掲げ、第2次弥富市総合計画を策定中でありますが、一番大事なのは安定した財源の確保であります。財源の裏づけがなければ、どんな立派な施策であっても実行できません。そのためには、西部臨海工業地帯、港湾の整備を進め、さらに物流をスムーズにしなければなりません。そのためには、午前中の答弁にもございましたが、南北道路網の整備を進めなくてはならないと思います。東海北陸自動車道の一宮ジャンクション付近から弥富市伊勢湾岸道までを結ぶ一宮西港道路の早期整備に向け、一宮西港道路推進協議会が設立され、初代会長に服部市長が就任をされました。服部市長にはしっかりと取り組んでいただくものと期待をしております。

さらに先を考えるならば、私の夢でもありますが、南部地区に鉄道を敷設し、航空宇宙産業の拠点工場がある本市、あるいは飛島村へ、リニア効果によって本社のある東京から1時間で来られる地域にしなくてはと考えております。そのためには、名古屋港西部地域を共有する名古屋市、飛島村、本市が協力し、公共交通の整備を進めるべきと考えます。

いずれにしましても、名古屋港を中心とした南部地区のまちづくりが今後の弥富市にとつては非常に重要であるということを申し上げ、一般質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 本日はこの程度にとどめ、翌週11月曜日に継続議会を開き、引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~○~~~~~

午後4時09分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀岡敏喜

同 議員 那須英二

同 議員 三宮十五郎

